

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

神奈川県平塚市長

## 公表日

令和5年11月20日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容	<p>(評価対象事務全体の概要)            介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。            (1)介護保険の資格に関する事務            (2)介護保険料の賦課徴収に関する事務            (3)介護保険の要介護認定に関する事務            (4)介護保険給付に関する事務</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容)            介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。            (1)介護保険被保険者証の交付            (2)介護保険被保険者証の再交付申請の受理            (3)介護保険被保険者証の返還の受理            (4)介護保険料額(減免)決定            (5)介護保険料額の変更決定            (6)介護保険料の還付及び充当            (7)要介護認定新規申請・更新申請・変更申請の受理            (8)要介護認定新規申請・更新申請・変更申請の審査及び決定            (9)居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請の受理            (10)居宅介護(予防)福祉用具購入費支給の審査及び決定            (11)居宅介護(予防)住宅改修費支給申請の受理            (12)居宅介護(予防)住宅改修費支給の審査及び決定            (13)居宅介護(予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書管理            (14)特例居宅介護(予防)サービス費等支給申請の受理            (15)特例居宅介護(予防)サービス費等支給の審査及び決定            (16)調整交付金の算定            (17)高額介護(予防)サービス費支給申請の受理            (18)高額介護(予防)サービス費支給の審査及び決定            (19)高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請の受理            (20)高額医療合算介護(予防)サービス費支給の審査及び証明書の発行            (21)特定入所者介護(予防)サービス費支給申請の受理            (22)特定入所者介護(予防)サービス費支給審査及び認定証の発行            (23)保険料滞納に係る支払い方法の変更            (24)保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の決定            (25)旧措置入所者に対する施設介護サービス費支給申請の受理            (26)旧措置入所者に対する施設介護サービス費支給の審査及び決定            (27)介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請の審査及び決定            (28)公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="text-align: center;">[    10万人以上30万人未満    ]</p> <p style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
<b>システム1</b>	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	(1) 介護保険被保険者の資格(取得・喪失)管理機能 (2) 介護保険被保険者証発行の管理機能 (3) 介護保険料の賦課・減免及び決定通知書の発行管理機能 (4) 介護保険料の還付・充当通知及び納付額確認書等の発行管理機能 (5) 介護保険料の督促・催告通知の発行管理及び滞納管理機能 (6) 住所地特例対象施設入(退)所連絡票発行機能 (7) 居宅介護(予防)福祉用具購入費の支給申請管理及び決定通知書発行機能 (8) 居宅介護(予防)住宅改修費の支給申請管理及び決定通知書発行機能 (9) 居宅介護(予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書管理機能 (10) 特例居宅介護(予防)サービス費等の支給申請管理及び決定通知書発行機能 (11) 調整交付金の算定機能 (12) 高額介護(予防)サービス費の支給申請管理及び決定通知書発行機能 (13) 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請管理及び証明書・決定通知書発行機能 (14) 特定入所者介護(予防)サービス費の支給申請管理及び決定通知・認定証の発行機能 (15) 保険料滞納に係る支払い方法の変更・管理機能 (16) 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付管理機能 (17) 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給申請管理及び決定通知書発行機能 (18) 要介護認定申請の管理及び認定結果通知発行機能 (19) 介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請管理及び決定通知書発行機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 福祉総合システム・包括支援システム・国民健康保険システム・国民年金システム )
<b>システム2</b>	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1) 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有期間内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 (2) 情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 (3) 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 (5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 (6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 (8) セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 (10) システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
<b>システム3</b>	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	各業務システムにて相互に必要なとされる副本データの連携・保存をする。 (1) 住基情報の連携: 住基システムにおいて登録された異動情報を他業務システムへ連携する。 (2) 住登外情報の連携: 他業務システムが登録した住登外者を他業務システムへ連携する。 (3) 各資格情報の連携: 他業務システムから連携された国保資格情報等の資格情報を業務システムへ連携する。 (4) 特定個人情報の登録: 他業務システムから連携された特定個人情報を中間サーバーへ連携する。 (5) 符号取得: 中間サーバーに対し団体内統合宛名番号と個人番号を連携し、処理通番と個人番号を中間サーバーから取得する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	共通基盤システムで管理している宛名情報を管理、参照する。 (1)宛名情報の照会・検索:共通基盤システムで管理している宛名情報の照会を行う。 (2)住登外情報の登録:他業務システムで必要となった住登外者を登録する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム5	
①システムの名称	国保連合会伝送通信ソフト
②システムの機能	(1)受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 (2)受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。  ※国保連合会通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を利用している。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム6	
①システムの名称	神奈川電子自治体共同運営サービスによる電子申請システム
②システムの機能	<申請者向け機能> (1)手続き申込機能 (2)申込内容照会機能 (3)委任状照会機能 (4)利用者管理機能 (5)電子署名機能 <地方公共団体担当者向け機能> (1)ログイン機能 (2)申込受付機能 (3)様式管理機能 (4)定型項目管理機能 (5)定型メール管理機能 (6)担当者管理機能 (7)システム管理機能 (8)職員コミュニティ機能 (9)自治体コミュニティ機能 (10)委任状受付機能  ・地方公共団体の担当者は、予め電子申請システムに電子申請を行うことができる事務のオンライン申請画面を登録する。 ・住民(申請者)は、電子申請システムのオンライン申請画面から申請事項を入力すると、入力された電子申請データは、電子申請システムでウイルス対策ソフトウェアによるチェックを行った上で、電子申請システム上に電子申請情報ファイルとして保管する。 ・地方公共団体の担当者は、電子申請システムの職員側にログインして、申請情報を照会して、該当する電子申請データを電子申請情報ファイルから入手して、該当する事務を実施する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
介護保険事務ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第68項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第1項第1号から第14号、同条第2項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> 実施する      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ul>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、10号、第3条第4、5、11号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号、第44条の4第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、第2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項</p>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者 (2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者 (3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者 ※転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む
その必要性	(1)介護保険被保険者に関する記録の適正な管理を図り、介護保険被保険者の利便性を増進する必要性があるため (2)必要範囲の特定個人情報を保有し、公平公正な賦課、徴収を図るため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 公金受取口座情報 )
その妥当性	(1)個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するため (2)4情報、連絡先及びその他住民票関係情報 ・介護保険資格取得対象者を把握するため ・納入義務者へ納入通知書を送付するため ・本人への連絡のため ・死亡、転出等の資格異動を確認するため ・賦課・給付に必要な基準日時点の世帯員を把握するため ・被保険者の適正な要介護認定を行うため (3)医療保険関係情報 ・国民健康保険及び後期高齢者医療の情報を国保連合会へ送付するため ・2号被保険者の医療保険者情報を把握するため (4)生活保護関係情報 ・介護保険料額決定のため ・高額介護給付費等の決定を行うため ・2号被保険者の把握のため (5)介護保険関係情報 ・介護保険各種事務の実施のため (6)年金給付関係情報 ・介護保険料の特別徴収者を決定し、年金保険者へ送付するため ・介護保険料額決定のため (7)公金受取口座情報 ・介護保険給付・保険料の還付を行うための口座情報を保有するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、生活福祉課、保険年金課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 神奈川県国民健康保険団体連合会、日本年金機構・共済組合等、後期高齢者医療連合、医療保険者、全国健康保険協会 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 都道府県他自治体、他市町村、デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター、地域密着型介護老人福祉施設、医療機関、認定調査員、住所地特例施設 ) <input type="checkbox"/> その他 ( 介護認定審査会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 国保連合会伝送通信ソフト、認定支援システム、端末検索、ファイルサーバー、神奈川電子自治体共同運営サービスによる電子申請システム )	
③使用目的 ※	被保険者の資格の管理、要介護度の認定、保険料の賦課・徴収、介護保険給付の支給に関する事務を適正に行うため。	
④使用の主体	使用部署	福祉部 介護保険課
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	(1)介護保険の資格に関する事務 ・介護保険法第9条に基づく被保険者に介護保険被保険者証を発行する。 ・介護保険法第9条に基づく介護保険被保険者証の返還。 (2)介護保険料の賦課、通知に関する事務 ・住民票関係情報から被保険者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握し、入手した所得情報、生活保護情報により介護保険料額を決定する。 ・更正の必要が生じた場合には、更正した保険料額を通知する。 ・過納が生じた場合には、指定の口座に振り込む。 (3)介護保険の認定に関する事務 ・要介護認定申請により要介護度を決定し、結果を通知する。 ・2号被保険者による要介護認定申請の際に医療保険資格情報を確認する。 ・要介護認定更新・要介護区分変更申請により要介護度認定を決定し、結果を通知する。 (4)介護保険の給付に関する事務 ・介護保険サービス給付(福祉用具購入費、住宅改修費)の確認及び支給決定の結果を通知する。 ・居宅介護(予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書の受理。 ・居宅介護(予防)サービス費等の特例・高額介護(予防)サービス費・特定入所者介護サービス費の支給。 ・特定入所者に対する支給の要件確認(合計所得情報・世帯税課税情報・生活保護情報等)及び決定の結果を通知する。 ・高額医療合算介護(予防)サービス費の証明書交付・支給決定額の結果を通知する。 ・介護保険料滞納者に係る支払い方法の変更及び保険料を徴収する権利が消滅した場合の特例保険給付の決定を通知する。	
	情報の突合	(1)資格に関する申請と住民関係情報を突合し、転入、転出、死亡等による資格の取得、喪失の真正性を確認する【上記(1)】 (2)住民票関係情報と所得情報及び生活保護情報を突合して、介護保険料の決定、利用者負担段階の判定を実施する【上記(2)・(4)】 (3)住民票関係情報と介護保険関係情報、健康・医療関係情報、年金情報を突合して、厚生労働省、年金保険者、国保連合会へ通知する【上記(2)・(3)・(4)】 (4)公的給付を行う場合、公金受取口座の変更が行われていないか必要に応じて確認を行う。【上記(4)】
⑥使用開始日	平成28年1月1日	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない  ( 4 ) 件	
委託事項1	介護保険システム保守業務委託	
①委託内容	介護保険システムの保守、運用を行う。 法律及び制度改正に伴うシステム改修を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	遠隔地保管委託	
①委託内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	東部デリバリー株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

<b>委託事項3</b>		保険者事務共同処理業務委託 (高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務、高額障害福祉サービス等給付費算定業務)
①委託内容		介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成の事務を委託する。 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に基づき支給する高額障害福祉サービス等給付費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した障害者総合支援法に基づくサービス受給者に係る介護保険利用負担額の情報提供事務を委託する。
②委託先における取扱者数		<選択肢> [     10人以上50人未満     ] 1) 10人未満                          2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満             4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満         6) 1,000人以上
③委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [     再委託する     ]                          1) 再委託する   2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他当市の個人情報保護条例及び個人情報管理規程等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結することなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で、再委託を許諾する。
	⑥再委託事項	国保連合会の保険者事務共同処理業務で使用するシステムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)
<b>委託事項4</b>		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		<選択肢> [    ] 1) 10人未満                          2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満             4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満         6) 1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [    ]                          1) 再委託する   2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 31 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 10 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番1)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <input checked="" type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 1万人未満  <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満  <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満  <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満  <input type="checkbox"/> 1,000万人以上           </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者 (2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者 (3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者 ※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番2)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの 健康保険法第55条又は第128条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <input checked="" type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 1万人未満  <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満  <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満  <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満  <input type="checkbox"/> 1,000万人以上           </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者 (2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者 (3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者 ※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番3)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番4)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第5項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番5)
③提供する情報	船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先6</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番6)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先7</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番8)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先8</b>	市町村
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番11)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先9</b>	市町村長

提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第17項)
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番17)
③提供する情報	医療保険各法その他法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先10	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第22項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番22)
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度



<b>提供先11</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番26)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先12</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第30項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先13</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(第33項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番33)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの 私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先14</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番39)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの 国家公務員共済組合法第60条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先15</b>	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第42項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番42)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先16</b>	市長村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第43項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番43)
③提供する情報	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先17</b>	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第56条の2)
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番56の2)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先18</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第58項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番58)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの 地方公務員等共済組合法第62条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>提供先19</b>	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第61項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番61)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>提供先20</b>	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番62)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>移転先1</b>	健康課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項17)
③移転する情報	医療保険各法その他法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥移転方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>移転先2</b>	生活福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番26)
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥移転方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>移転先3</b>	保険年金課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)
②移転先における用途	国民健康保険による保険給付に支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項42)
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥移転方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>移転先4</b>	高齢福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項61)
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥移転方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

<b>移転先5</b>	高齢福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番62)
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者 (2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者 (3) 住所地特例対象施設に入院又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者 ※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (     )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>移転先6</b>	福祉総務課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)
②移転先における用途	中国残留邦人等支援支給等の給付に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項87)
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者 (2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者 (3) 住所地特例対象施設に入院又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者 ※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (     )
⑦時期・頻度	年1回



<b>移転先7</b>	障がい福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番108)
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥移転方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>移転先8</b>	障がい福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番109)
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥移転方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>

⑦時期・頻度

照会を受けたらその都度

<b>移転先9</b>	市民税課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)
②移転先における用途	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥移転方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( ファイルサーバー )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
<b>移転先10</b>	建築住宅課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1)市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2)市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3)住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>※転出・死亡等の理由により資格喪失した者を含む</p>
⑥移転方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>&lt;運用における措置&gt; (1)申請書等の帳票類は施錠できる倉庫やキャビネットに厳重に保管されている。</p>
	<p>&lt;介護保険システムにおける措置&gt; (1)介護保険システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。 (2)サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。 (3)保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。 (4)保守作業上のデータの消去の際は作業報告書を提出させている。</p>
	<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt; (1)中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (3)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
	<p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; (1)共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。 (2)サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。また、サーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。 (3)保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。 (4)保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p>
	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; (1)共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。 (2)サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。また、サーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。 (3)保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。 (4)保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p> <p>&lt;電子申請システムにおける措置&gt; (1)電子申請システムのサーバ、データベースはデータセンターのサーバ室に設置しており、データセンターへの入館は人及びICカードにより、サーバ室への入室はICカードに加えてテンキー及び生体認証により厳重に管理する。 (2)個人番号は、サーバ室に設置された電子申請システムの他のデータベースとは別の機器に暗号化して保存し、バックアップは同機器内のバックアップ用データベース域に保存する。</p>

7. 備考

—

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

【Ⅱ-2-④記録させる項目・すべての記録項目(別添1)】

中間サーバー記録項目

1. 情報提供用個人識別符号, 2. 団体内統合宛名番号, 3. 情報提供等の記録

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ・宛名情報

個人番号、宛名番号、統合宛名番号、世帯番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、行政区コード、支所コード、地区コード、班コード、住民でなくなる日、住民でなくなる事由

### [資格]

・介護資格情報 宛名番号、宛名番号変更日、前被保険者番号、台帳作成日、資格取得届出日、資格取得日、資格取得事由コード、第1号取得日、資格喪失届出日、資格喪失日、資格喪失事由コード、電話番号、住所地特例者該当区分、住所地特例適用届出日、住所地特例適用日、住所地特例変更日、住所地特例解除届出日、住所地特例解除日、受給者証明書発行日、資格喪失通知発行日、不現住被保険者認定日、個人履歴連番、資格備考

### ・加入医療保険情報

医療資格取得日、医療保険届出日、医療保険種類コード、医療保険者番号、医療保険被保険者番号、医療保険本人扶養区分、医療保険喪失日、適用除外者情報、適用除外届出日、適用除外開始日、適用除外事由コード、管理保険者番号、管理被保険者番号、施設事業者番号、施設名称、適用除外解除届出日、適用除外解除日、適用除外解除事由コード、備考

### ・適用除外者情報

適用除外届出日、適用除外開始日、適用除外事由コード、管理保険者番号、管理被保険者番号、施設事業者番号、施設名称、適用除外解除届出日、適用除外解除日、適用除外解除事由コード、備考

### ・旧措置者情報

旧措置者区分、旧措置者扱い終了日

### ・死亡届出人情報

死亡届出者 氏名、死亡届出者 氏名フリガナ、死亡届出者 関係、死亡届出者 市町村コード、死亡届出者 郵便番号、死亡届出者 住所、死亡届出者 柩取り、死亡届出者電話番号

### ・証交付記録情報

証交付日、証区分、証再発行区分、証交付事由コード、証有効期限、証回収日、証返還要区分、受給認定日、証備考

### ・住記台帳情報

住民登録区分コード、住民登録区分、現存区分コード、世帯番号、氏名フリガナ、氏名、検索用氏名フリガナ、検索用名前フリガナ、生年月日元号、生年月日、性別コード、性別、世帯員表示順番号、続柄コード、続柄、異動日、異動事由コード、異動事由、届出日、住民となった日、住民となった事由コード、住民となった事由、住民となった届出日、前住所種別コード、前住所市町村コード、前住所、前住所柩取パラメータ、前住所団地非表示フラグ、前住所方書非表示フラグ、住民でなくなった日、住民でなくなった事由コード、住民でなくなった事由、住民でなくなった届出日、転出先市町村コード、転出先郵便番号、転出先住所、転出先柩取パラメータ、不明文字使用フラグ、警告コード、警告、任意項目、世帯主の宛名番号、世帯主名フリガナ、世帯主名、現住所市町村コード、現住所市内住所コード、現住所郵便番号、現住所市内番地番号、現住所市内番地号番号、現住所市内番地棟番号、現住所市内番地枝番号、現住所団地コード、現住所街区番号、現住所団地棟番号、現住所団地号番号、現住所、現住所柩取パラメータ、現住所団地非表示フラグ、現住所方書非表示フラグ、現住所カナ、現住所カナ柩取パラメータ、整理番号、行政区コード、行政区、支所出張所コード、電話番号

### ・個別項目情報

年金資格フラグ、年金種別コード、年金記号番号、年金取得日、年金取得事由コード、年金喪失日、年金喪失事由コード、福祉年金資格フラグ、福祉年金記号、福祉年金番号、福祉年金開始日、基礎年金資格フラグ、基礎年金記号番号、基礎年金受給開始日、生活保護資格フラグ、生活保護開始日、生活保護廃止日、老人医療記号番号

### ・境界層該当者情報

境界層区分、減額開始日、減額廃止日、措置後の所得段階

### ・メモ情報情報

メモ、優先度、業務コード、権限コード

### ・連絡先情報情報

メモ、電話番号1、電話番号2、電話番号3、電話番号4、電話番号5、FAX番号1、FAX番号2、FAX番号3、FAX番号4、FAX番号5、備考4、備考5

### ・DV管理情報情報

開始日、終了日、備考、申し出者氏名、申し出者住所、申し出者郵便番号、内部担当者コード、内部日付、内部端末番号、内部処理区分コード

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

・返戻情報情報

返戻日、発行日、帳票コード、備考

・引抜き情報情報

登録日、帳票コード、理由コード、備考

・生活保護履歴情報

生活保護開始日、生活保護廃止日、最新フラグ、代理納付開始年月、実施機関コード、特定中国残留邦人フラグ

・2号生活保護履歴情報

2号生活保護開始日、2号生活保護廃止日、最新フラグ

・老人保健受給者番号履歴情報

資格取得年月日、資格喪失年月日、老人保健市町村番号、老人保健受給者番号、最新フラグ

・後期高齢者医療資格履歴情報

後期高齢者医療資格取得者番号、後期高齢者医療被保険者番号、被保険者資格取得事由コード、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失事由コード、被保険者資格喪失年月日、保険者番号適用開始年月日、保険者番号適用終了年月日、生年月日、性別コード、最新フラグ

・国民健康保険資格履歴情報

国保保険者番号、国保被保険者証番号、国保宛名番号、市町村コード、個人区分コード、国保世帯加入日、国保世帯離脱日、国保退職該当日、国保退職非該当日、カナ氏名、生年月日、性別コード、住所、住所方書、最新フラグ、削除フラグ

[口座]

・口座情報

税目コード、連番、口座番号、開始年月日、廃止年月日、納付区分、受付番号、受付年月日、金融機関コード、支店コード、預金種目、口座名義人(カナ)、口座名義人(漢字)、口座名義人の住民宛名番号、電話番号、予備、異動区分コード、異動年月日

・納組情報

税目コード、連番、納税組合コード、納税組合長名、開始年月日、廃止年月日、送付区分、異動区分、異動年月日

・口座振替結果情報

振替日、金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、連番、賦課年度、通知書番号、口座名義人(カナ)、口座名義人(漢字)、住民宛名番号、税目コード、MT・FD区分、期別、引落金額、振替結果コード、消込区分

[賦課]

・賦課情報

相当年度、賦課年度、履歴連番、宛名番号、賦課区分、仮徴収徴収区分、仮徴収特徴中止期別、仮徴収特徴中止事由コード、仮徴収特徴中止処理日、本徴収徴収区分、本徴収特徴中止期別、本徴収特徴中止事由コード、本徴収特徴中止処理日、通知書番号(特徴)、通知書番号(普徴)、取消区分、取消処理日、変更期別(特別徴収)、変更期別(普通徴収)、資格取得日、資格取得事由コード、資格1号取得日、資格喪失日、資格喪失事由コード、賦課期日、前年度保険料算定段階、前年度保険料、前年度賦課履歴連番、生活保護受給有無、生活保護開始日、生活保護廃止日、生活保護履歴連番、老齢福祉年金受給有無、老齢福祉年金履歴連番、申告状況区分、世帯住民税、本人住民税、合計所得金額、所得情報履歴連番、減免区分、減免期間開始日、減免期間終了日、保険料減額率、保険料減免額、減免履歴連番、保険料算定段階1、年額保険料率1、月割開始年月1、月割終了年月1、賦課月数1、年額保険料1、保険料算定段階2、年額保険料率2、月割開始年月2、月割終了年月2、賦課月数2、年額保険料2、賦課月数、確定保険料、既賦課額、減額保険料、差引保険料、仮徴収額、本徴収額、仮徴収年金保険者区分、仮徴収年金コード、仮徴収基礎年金番号、仮徴収義務者コード、年金保険者区分、年金コード、基礎年金番号、義務者コード、更正事由コード、更正事由、更正届出日、更正日、年金収入、境界層該当有無、境界層開始日、境界層措置後所得段階、激変緩和対象フラグ、激変緩和前所得段階、前年度激変緩和前所得段階

・特別徴収情報

相当年度、賦課年度、履歴連番、特徴期別保険料(1)、特徴期別保険料(2)、特徴期別保険料(3)、特徴期別保険料(4)、特徴期別保険料(5)、特徴期別保険料(6)、特徴納付期限(1)、特徴納付期限(2)、特徴納付期限(3)、特徴納付期限(4)、特徴納付期限(5)、特徴納付期限(6)

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ・普通徴収情報

相当年度、賦課年度、履歴連番、普徴期別保険料(1)、普徴期別保険料(2)、普徴期別保険料(3)、普徴期別保険料(4)、普徴期別保険料(5)、普徴期別保険料(6)、普徴期別保険料(7)、普徴期別保険料(8)、普徴期別保険料(9)、普徴期別保険料(10)、普徴期別保険料(11)、普徴期別保険料(12)、普徴期別保険料(13)、普徴期別保険料(14)、普通納付期限(1)、普通納付期限(2)、普通納付期限(3)、普通納付期限(4)、普通納付期限(5)、普通納付期限(6)、普通納付期限(7)、普通納付期限(8)、普通納付期限(9)、普通納付期限(10)、普通納付期限(11)、普通納付期限(12)、普通納付期限(13)、普通納付期限(14)

### ・年金受給者情報情報

相当年度、年金保険者区分、整理番号、特別徴収義務者コード、基礎年金番号、年金コード、被保険者番号、生年月日、性別、郵便番号、氏名カナ、氏名漢字、住所カナ、住所漢字、前年度継続者、特徴依頼区分、特徴依頼金額1、特徴依頼金額2、特徴依頼作成日、特徴依頼結果コード、特徴依頼結果作成日、特徴依頼結果処理日、徴収結果コード、徴収結果発生日、徴収結果金額、徴収結果処理日、特徴結果処理日、中止依頼区分、中止依頼発生日、中止依頼作成日、中止依頼結果コード、中止依頼結果作成日、中止依頼結果処理日、仮徴収額変更依頼区分、仮徴収額変更発生日、仮徴収額変更金額、仮徴収額変更作成日、仮徴収額変更結果コード、仮徴収額変更作成日、仮徴収額変更処理日、住所地特例者通知区分、住所地特例発生日、住所地特例者通知作成日、住所地特例結果コード、住所地特例結果作成日、住所地特例結果処理日、追加候補者捕捉区分、特徴開始期

### ・所得情報情報

相当年度、本人識別フラグ、宛名番号、最新フラグ、履歴連番、世帯番号、世帯住民税、本人住民税、合計所得金額、申告状況区分、所得区分、非課税コード、所得内訳有無フラグ、異動事由コード、異動事由、異動届出日、異動日、続柄コード、続柄、年金収入

### ・所得内訳情報

相当年度、宛名番号、最新フラグ、履歴連番、所得照会番号、簡易申告番号、特徴番号、普徴番号、所得割、均等割、算出年税額、営業所得、農業所得、その他事業所得、利子所得、配当株式所得、配当信託所得、不動産所得、雑合計所得、給与所得、譲渡一時所得、変動臨時所得、土地等事業雑所得、超短期土地等事業雑所得、分離短期譲渡一般益、分離短期譲渡国等益、分離長期譲渡一般益、分離長期譲渡優良益、分離長期譲渡居住益、株式等譲渡所得、山林所得、退職所得、異動事由コード、異動事由、異動届出日、異動日

### ・住民税情報

課税年度、対象レコード区分、賦課年度、課税区分、課税番号、履歴連番、異動事由コード、異動年月日、異動処理年月日、取消区分、非課税コード、差引所得割(市)、均等割(市)、差引所得割(県)、均等割(県)、算出年税額、主たる所得区分、合計所得、営業所得、農業所得、その他事業所得、利子所得、配当株式所得、配当信託所得、不動産所得、雑合計所得、給与所得、譲渡一時所得、変動臨時所得、土地等事業雑所得、超短期土地等事業雑所得、分離短期譲渡一般益、分離短期譲渡国等益、分離長期譲渡一般益、分離長期譲渡優良益、分離長期譲渡居住益、株式等譲渡所得、山林所得、退職所得

### ・減免情報

相当年度、賦課年度、履歴連番、最新フラグ、減免処理区分、減免承認区分、減免決定日、減免取消日、減免額、減免不承認理由、減免取消理由、特徴期別減免額(1)、特徴期別減免額(2)、特徴期別減免額(3)、特徴期別減免額(4)、特徴期別減免額(5)、特徴期別減免額(6)、普徴期別減免額(1)、普徴期別減免額(2)、普徴期別減免額(3)、普徴期別減免額(4)、普徴期別減免額(5)、普徴期別減免額(6)、普徴期別減免額(7)、普徴期別減免額(8)、普徴期別減免額(9)、普徴期別減免額(10)、普徴期別減免額(11)、普徴期別減免額(12)、普徴期別減免額(13)、普徴期別減免額(14)、徴収猶予処理区分、徴収猶予承認区分、徴収猶予決定日、徴収猶予取消日、徴収猶予不承認理由、徴収猶予取消理由、普徴期別徴収猶予期間(1)自、普徴期別徴収猶予期間(1)至、普徴期別徴収猶予期間(2)自、普徴期別徴収猶予期間(2)至、普徴期別徴収猶予期間(3)自、普徴期別徴収猶予期間(3)至、普徴期別徴収猶予期間(4)自、普徴期別徴収猶予期間(4)至、普徴期別徴収猶予期間(5)自、普徴期別徴収猶予期間(5)至、普徴期別徴収猶予期間(6)自、普徴期別徴収猶予期間(6)至、普徴期別徴収猶予期間(7)自、普徴期別徴収猶予期間(7)至、普徴期別徴収猶予期間(8)自、普徴期別徴収猶予期間(8)至、普徴期別徴収猶予期間(9)自、普徴期別徴収猶予期間(9)至、普徴期別徴収猶予期間(10)自、普徴期別徴収猶予期間(10)至、普徴期別徴収猶予期間(11)自、普徴期別徴収猶予期間(11)至、普徴期別徴収猶予期間(12)自、普徴期別徴収猶予期間(12)至、普徴期別徴収猶予期間(13)自、普徴期別徴収猶予期間(13)至、普徴期別徴収猶予期間(14)自、普徴期別徴収猶予期間(14)至、減免申請日、減免申請事由コード、減免申請事由、異動事由コード、異動事由、異動届出日、異動日



**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

公費2請求分合計点数、公費3請求分指導管理料点数、公費3請求分リハビリテーション点数、公費3請求分精神科専門療法点数、公費3請求分画像診断点数、公費3請求分処置点数、公費3請求分手術点数、公費3請求分合計点数、摘要1、摘要2、摘要3、摘要4、摘要5、摘要6、摘要7、摘要8、摘要9、摘要10、摘要11、摘要12、摘要13、摘要14、摘要15、摘要16、摘要17、摘要18、摘要19、摘要20、決定後 保険請求分指導管理料点数、決定後 保険請求分リハビリテーション点数、決定後 保険請求分精神科専門療法点数、決定後 保険請求分画像診断点数、決定後 保険請求分処置点数、決定後 保険請求分手術点数、決定後 公費1請求分指導管理料点数、決定後 公費1請求分リハビリテーション点数、決定後 公費1請求分精神科専門療法点数、決定後 公費1請求分画像診断点数、決定後 公費1請求分処置点数、決定後 公費1請求分手術点数、決定後 公費2請求分指導管理料点数、決定後 公費2請求分リハビリテーション点数、決定後 公費2請求分精神科専門療法点数、決定後 公費2請求分画像診断点数、決定後 公費2請求分処置点数、決定後 公費2請求分手術点数、決定後 公費3請求分指導管理料点数、決定後 公費3請求分リハビリテーション点数、決定後 公費3請求分精神科専門療法点数、決定後 公費3請求分画像診断点数、決定後 公費3請求分処置点数、決定後 公費3請求分手術点数、再審査回数、過誤回数、整理番号

・給付実績特定診療費識別番号情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、特定診療費情報レコード順次番号、履歴連番、保険者番号、傷病名、識別番号、単位数、保険回数、保険サービス点数、保険合計点数、公費1回数、公費1サービス点数、公費1合計点数、公費2回数、公費2サービス点数、公費2合計点数、公費3回数、公費3サービス点数、公費3合計点数、摘要、決定後単位数、決定後保険回数、決定後保険サービス点数、決定後保険合計点数、決定後公費1回数、決定後公費1サービス点数、決定後公費1合計点数、決定後公費2回数、決定後公費2サービス点数、決定後公費2合計点数、決定後公費3回数、決定後公費3サービス点数、決定後公費3合計点数、再審査回数、過誤回数、整理番号

・食事差額情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、履歴連番、保険者番号、食事提供日数、食事提供差額金額、整理番号

・居住費差額情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、履歴連番、保険者番号、ユニット型個室差額金額、ユニット型準個室差額金額、従来型個室(特養)差額金額、従来型個室(老健、療養)差額金額、多床室、合計差額金額、整理番号

・給付実績居宅サービス計画情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、対象年月日、サービス計画費明細行番号、履歴連番、保険者番号、指定/基準該当事業所区分コード、点数単価、居宅サービス計画作成依頼届出年月日、サービスコード、点数、回数、サービス点数、サービス点数合計、請求金額、決定後 点数、決定後 回数、決定後サービス点数、決定後 サービス点数合計、決定後 請求金額、再審査回数、過誤回数、整理番号、審査方法区分コード、担当介護支援専門員番号、摘要

・短期入所振替情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、履歴連番、保険者番号、振替日数、利用期間開始、利用期間終了、費用額合計、被保険者負担額、承認番号、確認年月日、受領委任対象者、受領委任払い契約番号、整理番号、単位数、

[特例区分]

・償還払い申請書情報

整理番号、受付年月、連番、履歴連番、最新フラグ、被保険者番号、保険者番号、審査年月、サービス提供年月、発送日、決定日、支給日、受付日、申請種類フラグ、保険請求額、自己負担額、貸付額、支給額、支払方法区分、支払区分、不支給コード、不支給理由、支払先金融機関コード、支払先支店コード、支払先預金種別コード、支払先口座番号、支払先名義人カナ、支払先名義人名、申請者情報住所、申請者情報氏名、申請者情報電話番号、申請者情報申請理由、区分、未納保険料有無フラグ、滞納保険料有無フラグ、連合会送付日、登録年月日、取消フラグ、取消日、復活日、申請区分、受領委任対象者、契約事業者番号、サービス種類コード、契約開始日、申請日、受領委任払い契約番号、契約事業者送付先フラグ、事前審査、支給申請書、住宅改修が必要な理由書、工事費見積書、住宅の所有者の承諾書、住宅改修事業者番号、住宅改修事業者名、改修住宅住所、事前審査備考

・支払い先情報

登録日、連番、金融機関コード、金融機関支店コード、預金種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人名

・市町村特別給付実績情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、サービス種類コード、履歴連番、保険者番号、決定日、支給日、支払区分、費用額、保険者負担額、被保険者負担額、受領委任対象者

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ・過誤納情報

賦課年度、通知書番号、連番、相当年度、徴収区分、住民個人番号、過誤納事由、被保険者番号、通知書区分、通知書発行日、還付支出決定日、請求日、住民でなくなった日、保留区分

### ・過誤納(期別)情報

賦課年度、通知書番号、連番1、期別、連番2、保険料額(相続人等への還付)、保険料額(保険者への還付)、納期限、保険料納付額、保険料納付日、保険料過納額(相続人等への還付)、保険料過納額(保険者への還付)、延滞金納付額、延滞金納付日、督促手数料額、督促手数料納付額、督促手数料納付日、還付加算金、保険料充当額、保険料充当日、保険料充当先税目、保険料充当先賦課年度、保険料充当先通知書番号、保険料充当先期別、保険料充当先区分、延滞金充当額、延滞金充当日、延滞金充当先税目、延滞金充当先賦課年度、延滞金充当先通知書番号、延滞金充当先期別、督手充当額、督手充当日、督手充当先税目、督手充当先賦課年度、督手充当先通知書番号、督手充当先期別、督手充当先督促手数料額、保留区分

### ・過誤納管理情報

通知書発行日、賦課年度、通知書番号、連番、相当年度、徴収区分、住民宛名番号、過誤納事由、被保険者番号、通知書区分、還付支出決定日、請求日、住民でなくなった日

### ・過誤納(期別)管理情報

通知書発行日、賦課年度、通知書番号、連番1、期別、連番2、保険料額(相続人等への還付)、保険料額(保険者への還付)、納期限、保険料納付額、保険料納付日、保険料過納額(相続人等への還付)、保険料過納額(保険者への還付)、延滞金納付額、延滞金納付日、督促手数料額、督促手数料納付額、督促手数料納付日、還付加算金、保険料充当額、保険料充当日、保険料充当先税目、保険料充当先賦課年度、保険料充当先通知書番号、保険料充当先期別、保険料充当先区分、延滞金充当額、延滞金充当日、延滞金充当先税目、延滞金充当先賦課年度、延滞金充当先通知書番号、延滞金充当先期別、督手充当額、督手充当日、督手充当先税目、督手充当先賦課年度、督手充当先通知書番号、督手充当先期別、督手充当先督促手数料額

### ・還付・充当通知書発行記録情報

被保険者番号、連番、賦課年度、通知書番号、期別、還付充当額、還付事由、通知書種類、通知書発行日、充当先期別、充当日

### ・処分記録(処分コード等)情報

賦課年度、通知書番号、期別、連番、処分記録コード、処分記録日

### ・処分記録(催告)情報

賦課年度、通知書番号、期別、連番、催告書発行区分、催告書発行日

### ・処分記録(督促等)情報

賦課年度、通知書番号、期別、督促発行日、不納欠損事由、時効予定日

### ・督促・催告発行記録情報

賦課年度、通知書番号、期別、連番、督促発行日、催告発行区分、催告発行日

### ・折衝記録情報

折衝日、連番、備考内容、折衝時刻、折衝種別、折衝場所、折衝相手、折衝相手続柄、接触有無、納付意思有無、約束日、入力者、予備区分

### ・収納内訳(コンビニ収納)情報

賦課年度、通知書連番、再発行区分、通知書番号、期別、処理日、支払期限日、保険料額、延滞金、督促手数料、分納回数

### ・仮消(コンビニ収納)情報

賦課年度、通知書連番、再発行区分、通知書番号、期別、連番、速報区分、分割区分、分納回数、納付日、納付時刻、コンビニコード、納付店舗コード、納付店舗名称、領収日、納付額、延滞金納付日、延滞金納付額、督促手数料納付日、督促手数料納付額、簿冊番号、入力連番、消込データ作成済区分、収納マスター更新済区分、納付区分

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### [受給者]

#### ・負担減免情報

被保険者番号、減免申請日、減免種類、減免区分、給付率、公費受給者番号、公費負担者番号区分、確認番号、食事負担減額、減免決定日、備考、代理人フラグ、減免開始日、減免終了日、減免証交付日、連合会通知日、減免取消日、事業所区分、レコード更新担当者コード、レコード更新日時、レコード更新端末番号、レコード更新処理区分コード、居住費(ユニット型個室)負担限度額、居住費(ユニット型準個室)負担限度額、居住(従来型個室-特養等)負担限度額、居住費(従来型個室-老健・療養等)負担限度額、居住費(多床室)負担限度額、利用料段階、実質的負担軽減者フラグ、課税層の特例減額措置対象フラグ、激変緩和フラグ、軽減率(食費・居住費等)

#### ・限度額情報

認定申請日、申請区分、個人内連番、訪問・通所系限度額管理期間開始日、訪問・通所系限度額管理期間終了日、訪問・通所系限度額(点数)、訪問・通所系基準該当サービス利用額(点数)、短期入所系限度額管理期間開始日、短期入所系限度額管理期間終了日、短期入所系限度額(点数)、短期入所系基準該当サービス利用額(点数)

#### ・一次調査情報

認定申請日、申請区分、調査区分、調査依頼先番号(事業者番号)、調査依頼先名、調査担当者番号、調査担当者名、調査依頼日、調査予定日、調査日、一次判定日、一次判定状態区分、調査票提出期限、要介護認定基準時間、機能訓練+間接生活介助、中間評価項目得点第1群、中間評価項目得点第2群、中間評価項目得点第3群、中間評価項目得点第4群、中間評価項目得点第5群、中間評価項目得点第6群、中間評価項目得点第7群、一次判定警告コード、要介護認定等基準時間(食事)、要介護認定等基準時間(排泄)、要介護認定等基準時間(移動)、要介護認定等基準時間(清潔保持)、要介護認定等基準時間(間接ケア)、要介護認定等基準時間(問題行動)、要介護認定等基準時間(機能訓練)、要介護認定等基準時間(医療関連)、運動能力の低下していない痴呆性高齢者の目印、日常生活自立度の組み合わせ(自立)、日常生活自立度の組み合わせ(要支援)、日常生活自立度の組み合わせ(要介護1)、日常生活自立度の組み合わせ(要介護2)、日常生活自立度の組み合わせ(要介護3)、日常生活自立度の組み合わせ(要介護4)、日常生活自立度の組み合わせ(要介護5)、認定審査会資料番号、識別コード、一次判定状態区分(認知症加算)、要介護基準時間(認知症加算)、状態の安定性コード

#### ・一次調査項目情報

認定申請日、申請区分、調査区分、調査項目番号、調査結果

#### ・一次調査重軽度指標項目情報

認定申請日、申請区分、調査区分、連番、調査項目NO、程度区分、指標区分

#### ・主治医情報

認定申請日、申請区分、個人内連番、申請認定区分、医師区分、医療機関番号、医療機関名、診療科名、医師番号、主治医名、疾病区分1、傷病名1、疾病区分2、傷病名2、疾病区分3、傷病名3、その他意見、診断命令書交付日、意見書提出依頼日、意見書提出期限、意見書受取日、診断日時開始日、診断日時開始時間、診断日時終了日、診断日時終了時間、診断を受ける場所、意見書短期記憶、意見書認知能力、意見書伝達能力、意見書食事

#### ・拡大措置情報

認定申請日、拡大措置対象区分、決定日、入院・入所日数、内入所日数、入院・入所日数、内入所日数

#### ・給付制限減額期間算定情報

給付制限履歴連番、表示連番、算定対象区分、算定対象・賦課年度、算定対象・年賦課額、算定対象・納付済額、算定対象・時効消滅額、時効到来判定日

#### ・給付制限滞納控除情報

給付制限履歴連番、表示連番、控除対象・賦課年度、控除対象・通知書番号、控除対象・期別、控除対象・連番、保険料控除額、保険料控除日

#### ・給付支払控除情報

給付制限履歴連番、表示連番、給付費・償還払い整理番号、差止対象提供年月、給付費・サービス種類コード(代表)、給付費・給付額、給付費・給付振替額、保険料控除日

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ・認定申請情報

認定申請日、申請区分、履歴連番、最新区分、宛名番号、認定申請事由コード、認定申請事由、申請種類、証返付必要区分、受給者台帳作成日、資格証明書交付日、申請受理通知通知日、申請受理通知指定期日、申請代理人宛名番号、申請代理人名、申請代理人 生年月日、申請代理人 性別、申請代理人 電話番号、申請代理人所在地市町村コード、申請代理人 住所、申請代理人所在地桁取パラメータ、被保険者との関係、申請代行業者番号、申請代行業者名、認定処理延期事由コード、認定処理延期事由、認定処理予定日、遅延通知日、申請取消日、申請取消種類、申請取消事由、認定審査会コード、認定審査会開催予定日、認定審査会開催日、審査会資料作成日、二次判定日、審査会意見コード、審査会意見、一次判定結果変更事由コード、一次判定結果変更事由、認定日、要介護状態区分、再調査決定日、前回の認定審査会結果、前回の介護保険審査会結果、前回の認定有効期間(開始)、前回の認定有効期間(終了)、申請代行政区分コード、新要介護認定適用区分コード、「認知症高齢者の日常生活自立度」の蓋然性評価コード、「認知症高齢者の日常生活自立度」の蓋然性評価%、推定される給付区分コード、申請区分(法令)、申請情報作成日、資格喪失(死亡)情報作成日

### ・受給認定情報

認定申請日、申請区分、履歴連番、最新区分、処理日、認定日、要介護状態区分、前保険者番号、前保険者名、前被保険者証番号、有効期間開始日、有効期間終了日、認定結果通知交付日、有効期間終了日変更事由コード、有効期間終了日変更日、変更後有効期間終了日、連合会回付日、変更認定申請日、変更認定申請区分、変更認定申請事由コード、変更認定申請事由、変更結果通知日、資格者証交付日、認定取消日、認定取消事由コード、認定取消事由、認定取消通知日、被保険者証提出期限、要介護1状態像

### ・理由欄情報

認定申請日、申請区分、履歴連番、帳票ID、理由コード、理由

### ・受給送付先情報

送付先氏名フリガナ、送付先氏名、送付先郵便番号、送付先電話番号、送付先所在地市町村コード、送付先住所、送付先住所桁取パラメータ、送付先住所カナ、送付先住所カナ桁取パラメータ、送付先使用フラグ

### ・支払変更情報

支払方法変更処理日(発生日)、支払方法変更警告・決定区分、支払方法変更種類コード、弁明書提出期限日、支払方法変更予告通知発行日、支払方法変更予告通知文書番号(編集後)、処分開始決定日、支払方法変更開始日(制限開始日)、支払方法変更終了日(制限終了日)、支払方法変更通知発行日、支払方法変更通知文書番号(編集後)、被保険者証提出期限(一時差止時の納期限)、弁明書提出日、弁明事由コード、弁明事由、弁明審査結果、支払方法変更終了決定日、支払方法変更終了事由コード、支払方法変更終了事由、通知滞納保険料最終納期限、通知滞納保険料額、差止対象償還払い整理番号、差止対象償還払い受付日、差止対象提供年月、差止対象サービス種類1、差止対象サービス種類2、差止対象サービス種類3、差止対象サービス種類4、差止対象償還払い給付額、保険給付支払いの一時差止区分コード(旧-支払方法変更事由コード)、保険料徴収期権消滅期間、保険料納付済期間、給付額減額期間

### ・総合事業対象者情報

事業所番号、基本チェックリスト回答日、判定日、二次予防事業対象者区分、有効期間開始日、有効期間終了日、データ作成日、保険者番号、交換情報識別番号、削除区分、拡張1、基本チェックリスト回答1、基本チェックリスト回答2、基本チェックリスト回答3、基本チェックリスト回答4、基本チェックリスト回答5、基本チェックリスト回答6、基本チェックリスト回答7、基本チェックリスト回答8、基本チェックリスト回答9、基本チェックリスト回答10、基本チェックリスト回答11、基本チェックリスト回答12、身長、体重、BMI、基本チェックリスト回答13、基本チェックリスト回答14、基本チェックリスト回答15、基本チェックリスト回答16、基本チェックリスト回答17、基本チェックリスト回答18、基本チェックリスト回答19、基本チェックリスト回答20、基本チェックリスト回答21、基本チェックリスト回答22、基本チェックリスト回答23、基本チェックリスト回答24、基本チェックリスト回答25

### ・指定サービス情報

認定申請日、申請区分、申請認定区分、指定サービス種類コード、指定サービス開始(変更)日、指定サービス終了(変更)日

### ・意見書作成区分情報

認定申請日、申請区分、個人内連番、意見書作成区分、施設在宅区分、請求書作成済み区分

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

[給付]

・居宅サービス計画作成依頼届出情報

届出日、適用開始年月日、適用終了年月日、支援事業者番号、変更年月日、事業者変更事由、連合会送付フラグ、連合会送付日、居宅サービス計画作成区分コード、居宅サービス利用有無、委託先支援事業者番号

・自己作成居宅サービス計画情報

自己作成管理番号、被保険者番号、計画年月、履歴連番、最新フラグ、状況区分、レコード区分、取消フラグ、取消理由コード、作成日、届出日、連合会送付日、訪問通所系合計点数、短期入所系合計日数、指定サービス分小計、基準該当等サービス分小計、訪問通所系支給限度額、短期入所系支給限度額、超過分(訪問系)点数、超過分(短期系)日数、利用者負担(訪問系)、利用者負担(短期系)、前月迄の計画日数

・自己作成居宅サービス計画サービス情報

サービス項目コード、サービス事業者番号、計画回数、単位数、計画点数、点数単価、実績入力フラグ、実績回数、実績点数、自己作成居宅サービス計画事業者サービス別自己作成管理番号、サービス種類コード、サービス事業者番号、サービス項目コード、割引前点数、割引率、割引後点数、回数(日数)、サービス点数、種類限度超点数、種類限度内点数、区分限度超日数、区分限度内日数、区分限度超点数、区分限度内点数、点数単価、費用総額(保険対象分)、給付率、保険給付額、利用者負担(保険対象分)、利用者負担(全額負担分)、地域区分

・過誤・再審査基本情報

サービス提供年月(対象年月日)、事業者番号、連番、データ区分、申立区分、申立年月日、申立事由コード、サービス種類コード、当初請求点数、原審点数、申立点数、決定点数、調整点数、保険者負担額、再審査結果コード、審査者名称、同月過誤申立区分、入力識別番号、保険者番号、総合事業サービスフラグ

・過誤・再審査明細情報

サービス提供年月(対象年月日)、事業者番号、連番、サービス項目コード、申立点数、申立事由コード

・貸付連結情報

貸付管理番号、連番、貸付区分、対応番号

・貸付詳細情報

貸付管理番号、連番、貸付種別区分、小切手番号、貸付金額、事業者番号、サービス種類コード

・貸付情報

貸付管理番号、年度、貸付区分、連番、履歴連番、最新フラグ、被保険者番号、受給年月、申請日、貸付(決定)日、精算日、貸付金額、精算金額、不足金額、不足金回収フラグ

・高額介護費合算連結情報

合算番号、連番、被保険者番号、サービス提供年月、高額介護管理番号

・高額介護費情報

高額管理連番、処理年月、連番、履歴連番、最新フラグ、被保険者番号、サービス提供年月、高額区分、他制度法番号、追加支給フラグ、合算フラグ、課税・非課税区分、取消フラグ、貸付該当フラグ、返還金該当フラグ、支払方法区分、支払区分、費用額、保険者負担額、他制度振替額、被保険者負担額、上限額、高額介護サービス費、貸付額、支給額、支給済額、発送日、決定日、支給日、受付日、支払先金融機関コード、支払先支店コード、支払先預金種別コード、支払先口座番号、支払先名義人カナ、支払先名義人名、不支給理由コード、不支給理由、審査方法区分、老齢福祉年金の有無、世帯番号、受領委任対象者、契約事業者番号、サービス種類コード、契約開始日、申請日、受領委任払い契約番号、契約事業者送付先フラグ、算定用利用料段階、激変緩和前利用料段階、要介護状態区分コード

・高額介護費給付連結情報

高額管理連番、被保険者番号、給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、サービス種類コード、連番、サービス費用合計額、利用者負担額、備考

・高額介護費初回情報

開始日、終了日、支払先金融機関コード、支払先支店コード、支払先預金種別コード、支払先口座番号、支払先名義人カナ、支払先名義人名、適用フラグ

・第三者行為給付連結情報

実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、サービス種類コード、第三者管理番号、請求書管理番号、請求金額、領収金額

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ・第三者行為保険情報

第三者管理番号、連番、保険種別、保険証明書番号、契約者名、保険契約者続柄、保険会社名、支店名、部署名、担当者名、電話番号、FAX、保険会社住所、任意保険対人フラグ

### ・第三者行為管理情報

第三者管理番号、受付年月、連番、履歴連番、最新フラグ、被保険者番号、受付日、開始日、終了日、終了事由コード、備考、事故発生日、事故発生時刻、事故発生場所、相手氏名、相手住所、相手電話番号、使用者名、使用者住所、使用者電話番号、代表者役職、代表者氏名、担当警察署、警察署届けフラグ、過失割合、過失割合確定フラグ、示談区分、示談成立日、免責適用フラグ、給付制限フラグ、給付制限事由、給付制限割合、給付制限期間開始日、給付制限期間終了日、請求方法区分

### ・第三者行為請求書情報

請求書管理番号、処理年月、連番、履歴連番、最新フラグ、第三者管理番号、請求日(連合会送付日)、領収日(連合会受理通知日)、請求額、領収額、請求先区分、請求先連番、備考

### ・高額医療合算自己負担額証明書情報

支給申請書整理番号、保険者番号、被保険者番号、履歴連番、最新フラグ、自己負担額証明書整理番号、対象年度、対象計算期間(開始)、対象計算期間(終了)、被保険者期間(開始)、被保険者期間(終了)、対象年度4月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度5月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度6月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度7月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度8月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度9月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度10月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度11月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度12月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度1月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度2月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度3月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度4月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度5月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度6月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度7月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度合計欄(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳))、証明書発行者情報(証明書発行年月日)、一括処理対象外フラグ、備考、作成年月日、作成時刻

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

・自己負担額確認情報

交換情報識別番号、処理年月、ファイル連番、取込年月日、支給申請書整理番号、保険制度コード、保険者番号、保険者名称、被保険者証記号、被保険者(証)番号、被保険者氏名(カナ)、被保険者氏名(漢字)、生年月日、性別、所得区分、70歳以上の者に係る所得区分、自己負担額証明書整理番号、突合用後期高齢者医療保険者番号、突合用後期高齢者医療被保険者番号、突合用国民健康保険保険者番号、突合用国民健康保険被保険者証番号、突合用国保被保険者宛名番号、異動区分、補正済自己負担額送付区分、対象年度、対象計算期間(開始)、対象計算期間(終了)、被保険者期間(開始)、被保険者期間(終了)、申請年月日、対象年度4月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度5月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度6月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度7月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度8月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度9月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度10月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度11月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度12月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度翌年1月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度翌年2月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度翌年3月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度翌年4月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度翌年5月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度翌年6月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度翌年7月分(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)、摘要)、対象年度合計欄(自己負担額、うち70～74歳の者に係る負担額、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70歳未満)、高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳))、宛先情報(宛先氏名(漢字)、宛先郵便番号、宛先住所(漢字))、証明書発行者情報(証明書発行年月日、証明書発行者名、証明書発行者郵便番号、証明書発行者住所(漢字))、問い合わせ先情報(郵便番号、住所、問い合わせ先名称1、問い合わせ先名称2、問い合わせ先電話番号)、計算結果送付先情報(郵便番号、住所、計算結果送付先名称1、計算結果送付先名称2、計算結果送付先電話番号)、窓口払情報(窓口払対象者判定コード、支払場所、支払期間開始年月日、支払期間終了年月日、支払期間開始年月日(曜日)、支払期間終了年月日(曜日)、支払期間開始年月日(開始時間)、支払期間終了年月日(終了時間))、備考欄

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ・高額医療合算支給(不支給)決定通知書情報

作成年月日、作成時刻、連番、支給申請書整理番号、自己負担額証明書整理番号、保険制度コード、宛先郵便番号、宛先住所、宛先氏名、被保険者氏名、保険者番号、被保険者証記号、被保険者(証)番号、計算対象期間開始年月日、計算対象期間終了年月日、申請年月日、決定年月日、自己負担額総額、支給区分コード、支給額、給付の種類、不支給の理由、備考、支払方法区分コード、窓口払情報(支払場所、支払期間開始年月日、支払期間終了年月日、支払期間開始年月日(曜日)、支払期間終了年月日(曜日)、支払期間開始年月日(開始時間)、支払期間終了年月日(終了時間))、口座払情報(金融機関名、金融機関支店名、口座種目名、口座番号、口座名義人(カナ))、通知書発行者情報(通知書発行者名、通知書発行者郵便番号、通知書発行者住所(漢字))、問い合わせ先情報(問い合わせ先郵便番号、問い合わせ先住所、問い合わせ先名称1、問い合わせ先名称2、問い合わせ先電話番号)、帳票関連付け番号、不服の申し立て先名称

### ・高額医療合算支給額計算結果連絡票情報

作成年月日、作成時刻、連番、支給申請書整理番号、保険制度コード、対象年度、自己負担額証明書整理番号、支給対象者情報(支給対象者氏名(カナ)、支給対象者氏名(漢字)、生年月日、性別、保険者番号、被保険者証記号、被保険者(証)番号)、支給額情報(計算対象期間開始年月日、計算対象期間終了年月日、世帯負担総額、介護等合算一部負担金等世帯合算額、70歳以上介護等合算一部負担金等世帯合算額、所得区分、70歳以上の者に係る所得区分、介護等合算算定基準額、70歳以上介護等合算算定基準額、世帯支給総額、うち70歳以上分世帯支給総額、按分後支給額、うち70歳以上分按分後支給額、介護低所得者I再計算実施の有無、備考)、計算結果連絡先情報(郵便番号、住所、支給額計算結果連絡先名称1、支給額計算結果連絡先名称2、通知年月日)、連絡票発行者情報(連絡票発行者名、連絡票発行者郵便番号、連絡票発行者住所(漢字))、計算結果問い合わせ先情報(郵便番号、住所、問い合わせ先名称1、問い合わせ先名称2、問い合わせ先電話番号)

### ・高額医療合算支給(不支給)決定者一覧情報

作成年月日、作成時刻、連番、帳票関連付け番号、被保険者証記号、被保険者(証)番号、被保険者氏名、計算対象期間開始年月日、計算対象期間終了年月日、決定年月日、支給区分コード、自己負担額、支給額、支払方法区分コード、窓口払情報(支払場所、支払期間開始年月日、支払期間終了年月日(曜日)、支払期間開始年月日(曜日)、支払期間終了年月日(開始時間)、支払期間終了年月日(終了時間))、口座払情報(金融機関コード、金融機関名、金融機関支店コード、金融機関支店名、口座種目、口座種目名、口座番号、口座名義人(カナ))、ヘッダ情報(保険制度コード、申請対象年度、保険者番号、保険者名、連合会作成年月日、国保連合会名)

### ・高額医療合算介護支給額計算結果連絡票明細情報

支給申請書整理番号、被保険者番号、履歴連番、明細連番、明細保険制度コード、明細保険者番号、明細被保険者証記号、明細被保険者(証)番号、保険者名、自己負担額証明書整理番号、計算結果内訳対象者情報(対象者氏名(漢字)、①70歳以上負担額、②70歳以上按分率、③①にかかる支給額、④70未満負担額、⑤④+(①-③)、⑥按分率、⑦⑤に係る支給額、⑧③+⑦、備考欄記載70歳以上負担額(平成20年4月~7月)、備考欄記載70歳未満負担額(平成20年4月~7月))

### ・高額医療合算支給額計算結果連絡票明細情報

作成年月日、作成時刻、連番、明細連番、保険制度コード、保険者番号、被保険者証記号、被保険者(証)番号、保険者名、自己負担額証明書整理番号、計算結果内訳対象者情報(対象者氏名(漢字)、①70歳以上負担額、②70歳以上按分率、③①にかかる支給額、④70未満負担額、⑤④+(①-③)、⑥按分率、⑦⑤に係る支給額、⑧③+⑦、備考欄記載70歳以上負担額(平成20年4月~7月)、備考欄記載70歳未満負担額(平成20年4月~7月))

### ・高額医療合算支給額計算結果連絡票合計情報

作成年月日、作成時刻、連番、計算結果内訳対象者合計額情報(①70歳以上負担額合計、③①にかかる支給額合計、④70未満負担額合計、⑤④+(①-③)の合計額、⑦⑤に係る支給額合計、⑧③+⑦の合計額)

### ・利用料減免実績情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、サービス種類コード、履歴連番、保険者番号、決定日、支給日、支払区分、費用額、保険者負担額、被保険者負担額、受領委任対象者

### ・利用料減免申請書情報

事業者番号、サービス種類コード、履歴連番、最新フラグ、申請日、減免決定日、適用開始年月日、適用終了年月日、負担率、減免区分、備考、確認番号、代理人フラグ、減免証交付日、支払先金融機関コード、支払先支店コード、支払先預金種別コード、支払先口座番号、支払先名義人カナ、支払先名義人名、適用開始年月、適用終了年月



## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ・高額医療合算申請情報

提出保険者番号、支給申請書整理番号、履歴連番、最新フラグ、対象年度、支給申請区分、支給申請形態、申請代表者情報(申請代表者氏名(漢字)、郵便番号、住所(漢字)、電話番号)、申請年月日、自己負担額証明書交付申請の有無、

### [登録日]

### ・高額医療合算申請対象者管理情報

支給申請書整理番号、被保険者番号、履歴連番、最新フラグ、対象年度、自己負担額証明書整理番号、支給額情報(計算対象期間開始年月日、計算対象期間終了年月日、世帯負担総額、介護等合算一部負担金等世帯合算額、70歳以上介護等合算一部負担金等世帯合算額、所得区分、70歳以上の者に係る所得区分、介護等合算算定基準額、70歳以上介護等合算算定基準額、世帯支給総額、うち70歳以上分世帯支給総額、按分後支給額、うち70歳以上分按分後支給額、介護低所得者I再計算実施の有無、備考)、計算結果連絡先情報(通知年月日)、計算結果内訳対象者合計額情報(①70歳以上負担額、③①にかかる支給額、④70未満負担額、⑤④+(①-③)、⑦⑤に係る支給額、⑧③+⑦)、決定年月日、支給年月日、支給額、支給済額、給付の種類、不支給の理由、備考、支払区分、通知書発行年月日、再計算フラグ、作成年月日、作成時刻、連番

### ・高額医療合算申請明細

支給申請書整理番号、履歴連番、連番、被保険者情報(被保険者氏名(カナ)、被保険者氏名(漢字)、生年月日、性別、所得区分、70歳以上の者に係る所得区分、被保険者資格喪失年月日、被保険者資格喪失事由、計算期間の始期、計算期間の終期)、国保資格情報(保険者番号、被保険者証記号、被保険者証番号、世帯番号、続柄、保険者名称、加入期間(開始年月日)、加入期間(終了年月日))、後期資格情報(保険者番号、被保険者番号、広域連合名称、加入期間(開始年月日)、加入期間(終了年月日))、介護資格情報(証記載保険者番号、被保険者番号、申請書被保険者番号、保険者名称、加入期間(開始年月日)、加入期間(終了年月日))、支給方法情報(支給方法、口座管理番号、金融機関コード、店舗コード、種目、口座番号、口座名義人(漢字)、口座名義人(カナ)、振込先口座管理番号)、保険者加入歴情報(保険者名1、加入期間(開始年月日)1、加入期間(終了年月日)1、自己負担額証明書整理番号1、保険者名2、加入期間(開始年月日)2、加入期間(終了年月日)2、自己負担額証明書整理番号2、保険者名3、加入期間(開始年月日)3、加入期間(終了年月日)3、自己負担額証明書整理番号3、保険者名4、加入期間(開始年月日)4、加入期間(終了年月日)4、自己負担額証明書整理番号4、保険者名5、加入期間(開始年月日)5、加入期間(終了年月日)5、自己負担額証明書整理番号5、保険者名6、加入期間(開始年月日)6、加入期間(終了年月日)6、自己負担額証明書整理番号6、保険者名7、加入期間(開始年月日)7、加入期間(終了年月日)7、自己負担額証明書整理番号7、保険者名8、加入期間(開始年月日)8、加入期間(終了年月日)8、自己負担額証明書整理番号8、保険者名9、加入期間(開始年月日)9、加入期間(終了年月日)9、自己負担額証明書整理番号9、保険者名10、加入期間(開始年月日)10、加入期間(終了年月日)10、自己負担額証明書整理番号10、備考)

### ・返還金発送情報

返還金管理番号、連番、督促区分、発送日

### ・返還金管理情報

返還金管理番号、整理年月、連番、枝番、履歴連番、最新フラグ、被保険者番号、請求額、完納フラグ、分納フラグ、領収額

### ・返還金高額連結管理情報

返還金管理番号、連番、高額管理連番、請求額

### ・返還金給付連結情報

返還金管理番号、連番、被保険者番号、実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、サービス種類コード、請求額

### ・返還金領収情報

返還金管理番号、連番、納付日、納付金額

### ・高額世帯課税・非課税情報

異動年月日、被保険者番号、世帯番号、世帯所得区分、所得区分、高齢福祉年金の有無、未申告フラグ、異動情報固定フラグ、利用者負担段階、境界層変更者フラグ、激変緩和前利用料段階、合計所得金額、年金収入額

### ・受給者異動累積情報

抽出開始年月日、抽出終了年月日、作成日時、認定申請日、申請区分、履歴連番、交換情報識別番号、異動年月日、異動区分コード、異動事由、保険者番号、被保険者番号、被保険者氏名(カナ)、生年月日、性別コード、資格取得年月日、資格喪失年月日、老人保健市町村番号、老人保健受給者番号、公費負担者番号、広域連合(政令市)保険者番号、申請種別コード、変更申請中区分コード、申請年月日、みなし要介護区分コード、要介護状態区分コード、認定有効期間(開始年月日)、

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

認定有効期間(終了年月日)、居宅サービス計画作成区分コード、居宅介護支援事業者番号、居宅サービス計画適用開始年月日、居宅サービス計画適用終了年月日、訪問通所支給限度基準額、訪問通所上限管理適用期間開始年月日、訪問通所上限管理適用期間終了年月日、短期入所支給限度基準額、短期入所上限管理適用期間開始年月日、短期入所上限管理適用期間終了年月日、公費負担上限額減額の有無、償還払化開始年月日、償還払化終了年月日、給付率引下げ開始年月日、給付率引下げ終了年月日、減免申請中区分コード、利用者負担区分コード、給付率、適用開始年月日、適用終了年月日、標準負担区分コード、負担額、負担額適用開始年月日、負担額適用終了年月日、特定入所者認定申請中区分コード、特定入所者介護サービス区分コード、課税層の特例減額措置対象、食事負担限度額、居住費(ユニット型個室)負担限度額、居住費(ユニット型準個室)負担限度額、居住費(従来型個室(特養))負担限度額、居住費(従来型個室(老健、療養))負担限度額、居住費(多床室)負担限度額、負担限度額適用開始年月日、負担限度額適用終了年月日、軽減率、軽減率適用開始年月日、軽減率適用終了年月日、居宅サービス利用有無、保険者番号(後期)、被保険者番号(後期)、保険者番号(国保)、被保険者証番号(国保)、宛名番号(国保)、二次予防事業区分コード、二次予防事業有効期間開始年月日、二次予防事業有効期間終了年月日

### ・受給者訂正連絡票情報

訂正前後フラグ、訂正履歴連番、訂正年月日、訂正区分コード、抽出開始年月日、抽出終了年月日、作成日時、認定申請日、申請区分、履歴連番、交換情報識別番号、異動年月日、異動区分コード、異動事由、保険者番号、被保険者番号、被保険者氏名(カナ)、生年月日、性別コード、資格取得年月日、資格喪失年月日、老人保健市町村番号、老人保健受給者番号、公費負担者番号、広域連合(政令市)保険者番号、申請種別コード、変更申請中区分コード、申請年月日、みなし要介護区分コード、要介護状態区分コード、認定有効期間(開始年月日)、認定有効期間(終了年月日)、居宅サービス計画作成区分コード、居宅介護支援事業者番号、居宅サービス計画適用開始年月日、居宅サービス計画適用終了年月日、訪問通所支給限度基準額、訪問通所上限管理適用期間開始年月日、訪問通所上限管理適用期間終了年月日、短期入所支給限度基準額、短期入所上限管理適用期間開始年月日、短期入所上限管理適用期間終了年月日、公費負担上限額減額の有無、償還払化開始年月日、償還払化終了年月日、給付率引下げ開始年月日、給付率引下げ終了年月日、減免申請中区分コード、利用者負担区分コード、給付率、適用開始年月日、適用終了年月日、標準負担区分コード、負担額、負担額適用開始年月日、負担額適用終了年月日、特定入所者認定申請中区分コード、特定入所者介護サービス区分コード、課税層の特例減額措置対象、食事負担限度額、居住費(ユニット型個室)負担限度額、居住費(ユニット型準個室)負担限度額、居住費(従来型個室(特養))負担限度額、居住費(従来型個室(老健、療養))負担限度額、居住費(多床室)負担限度額、負担限度額適用開始年月日、負担限度額適用終了年月日、軽減率、軽減率適用開始年月日、軽減率適用終了年月日、居宅サービス利用有無、保険者番号(後期)、被保険者番号(後期)、保険者番号(国保)、被保険者証番号(国保)、宛名番号(国保)、二次予防事業区分コード、二次予防事業有効期間開始年月日、二次予防事業有効期間終了年月日

### ・共同処理用異動累積情報

抽出開始年月日、抽出終了年月日、作成日時、被保険者番号、交換情報識別番号、異動年月日、異動区分コード、異動事由、保険者番号、被保険者氏名(漢字)、郵便番号、住所(カナ)、住所(漢字)、電話番号、帳票出力順序コード、保険給付支払の一時差止の開始年月日、保険給付支払の一時差止の終了年月日、保険給付支払の一時差止区分コード、保険給付支払の一時差止金額(旧「保険給付支払の一時差止の対象サービス種類コード」)、世帯主被保険者番号(世帯集約番号)、世帯所得区分コード、所得区分コード、高齢福祉年金受給の有無、利用者負担段階2段階、支給申請書出力の有無

### ・給付実績基本情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月(対象年月)、履歴連番、保険者番号、公費1(負担者番号、受給者番号)、公費2(負担者番号、受給者番号)、公費3(負担者番号、受給者番号)、被保険者情報(生年月日、性別コード、要介護状態区分コード、旧措置者入所者特例コード、認定有効期間 開始年月日、認定有効期間 終了年月日、老人保健市町村番号、老人保健受給者番号、保険者番号(後期)、被保険者番号(後期)、保険者番号(国保)、被保険者証番号(国保)、宛名番号(国保))、居宅サービス計画(居宅サービス計画作成区分コード、事業者番号(居宅介護支援事業者等))、開始年月日、中止年月日、中止理由コード、入所(院)年月日、退所(院)年月日、入所(院)実日数、外泊日数、退所(院)後の状態コード、保険給付率、公費1給付率、公費2給付率、公費3給付率、合計情報(決定前)(保険(サービス単位数、請求額、利用者負担額、緊急時施設療養費請求額、特定診療費請求額、特定入所者介護サービス費等請求額)、公費1(サービス単位数、請求額、本人負担額、緊急時施設療養費請求額、特定診療費請求額、特定入所者介護サービス費等請求額)、公費2(サービス単位数、請求額、本人負担額、緊急時施設療養費請求額、特定診療費請求額、特定入所者介護サービス費等請求額)、公費3(サービス単位数、請求額、本人負担額、緊急時施設療養費請求額、特定診療費請求額、特定入所者介護サービス費等請求額))

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ・合計情報(決定後)

(保険(サービス単位数、請求額、利用者負担額、緊急時施設療養費請求額、特定診療費請求額、特定入所者介護サービス費等請求額)、公費1(サービス単位数、請求額、本人負担額、緊急時施設療養費請求額、特定診療費請求額、特定入所者介護サービス費等請求額)、公費2(サービス単位数、請求額、本人負担額、緊急時施設療養費請求額、特定診療費請求額、特定入所者介護サービス費等請求額)、公費3(サービス単位数、請求額、本人負担額、緊急時施設療養費請求額、特定診療費請求額、特定入所者介護サービス費等請求額))、警告区分コード、整理番号、地域区分、最新フラグ

### ・ケアマネジメント費情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、サービス計画費明細行番号、履歴連番、保険者番号、指定/基準該当等事業所区分コード、単位数単価、居宅サービス計画作成依頼届出年月日、サービスコード、単位数、回数、サービス単位数、サービス単位数合計、請求金額、担当介護支援専門員番号、摘要、利用者負担額、決定後(単位数、回数、サービス単位数、サービス単位数合計、請求金額、利用者負担額)、再審査回数、過誤回数、整理番号、審査方法区分コード

### ・緊急時施設療養情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、緊急時施設療養情報レコード順次番号、履歴連番、保険者番号、緊急時傷病名1、緊急時傷病名2、緊急時傷病名3、緊急時治療開始年月日1、緊急時治療開始年月日2、緊急時治療開始年月日3、往診日数、往診医療機関名、通院日数、通院医療機関名、緊急時治療管理点数、緊急時治療管理日数、緊急時管理小計、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数、麻酔点数、放射線治療点数、摘要1、摘要2、摘要3、摘要4、摘要5、摘要6、摘要7、摘要8、摘要9、摘要10、摘要11、摘要12、摘要13、摘要14、摘要15、摘要16、摘要17、摘要18、摘要19、摘要20、緊急時施設療養費合計点数、決定後 往診日数、決定後 通院日数、決定後 緊急時治療管理点数、決定後 緊急時治療管理日数、決定後 リハビリテーション点数、決定後 処置点数、決定後 手術点数、決定後 麻酔点数、決定後 放射線治療点数、再審査回数、過誤回数、整理番号

### ・給付実績食事費用情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、履歴連番、保険者番号、基本食提供費用提供日数、基本食提供費用提供単価、基本食提供費用提供金額、特別食提供費用提供日数、特別食提供費用提供単価、特別食提供費用提供金額、食事提供延べ日数、公費1対象食事提供延べ日数、公費2対象食事提供延べ日数、公費3対象食事提供延べ日数、食事提供費合計、標準負担額(月額)、食事提供費請求額、食事提供費公費1請求分、食事提供費公費2請求分、食事提供費公費3請求分、標準負担額(日額)、決定後 基本食提供費用提供単価、決定後 特別食提供費用提供単価、決定後 食事提供費請求額、再審査回数、過誤回数、整理番号、審査方法区分コード

### ・給付実績集計情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、サービス種類コード、履歴連番、保険者番号、サービス実日数、計画単位数、限度額管理対象単位数、限度額管理対象外単位数、短期入所計画日数、短期入所実日数、保険(単位数合計、単位数単価、請求額、利用者負担額)、公費1(単位数合計、請求額、本人負担額)、公費2(単位数合計、請求額、本人負担額)、公費3(単位数合計、請求額、本人負担額)、保険分出来高医療費(単位数合計、請求額、出来高医療費利用者負担額)、公費1出来高医療費(単位数合計、請求額、出来高医療費本人負担額)、公費2出来高医療費(単位数合計、請求額、出来高医療費本人負担額)、公費3出来高医療費(単位数合計、請求額、出来高医療費本人負担額)、決定後(短期入所実日数、単位数合計、保険請求分請求額、公費1(単位数合計、請求額)、公費2(単位数合計、請求額)、公費3(単位数合計、請求額)、保険分出来高医療費(単位数合計、請求額)、公費1分出来高医療費(単位数合計、請求額)、公費2分出来高医療費(単位数合計、請求額)、公費3分出来高医療費(単位数合計、請求額))、再審査回数、過誤回数、整理番号、審査方法区分コード、返還金フラグ、最新フラグ

### ・給付実績福祉用具購入情報

入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、サービスコード、連番、履歴連番、保険者番号、整理番号、福祉用具購入年月日、福祉用具商品名、福祉用具種目コード、福祉用具製造事業者名、福祉用具販売事業者名、購入金額、摘要(品目コード)、審査方法区分コード、支給日

### ・緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、緊急時施設療養情報レコード順次番号、履歴連番、保険者番号、緊急時傷病名1、緊急時傷病名2、緊急時傷病名3、緊急時治療開始年月日1、緊急時治療開始年月日2、緊急時治療開始年月日3、往診日数、往診医療機関名、通院日数、通院医療機関名、緊急時治療管理単位数、緊急時治療管理日数、緊急時治療管理小計、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数、麻酔点数、放射線治療点数、摘要1、摘要2、摘要3、

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

摘要4、摘要5、摘要6、摘要7、摘要8、摘要9、摘要10、摘要11、摘要12、摘要13、摘要14、摘要15、摘要16、摘要17、摘要18、摘要19、摘要20、緊急時施設療養費合計点数、所定疾患施設療養費傷病名1、所定疾患施設療養費傷病名2、所定疾患施設療養費傷病名3、所定疾患施設療養費開始年月日1、所定疾患施設療養費開始年月日2、所定疾患施設療養費開始年月日3、所定疾患施設療養費単位数、所定疾患施設療養費日数、所定疾患施設療養費小計、決定後(往診日数、通院日数、緊急時治療管理単位数、緊急時治療管理日数、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数、麻酔点数、放射線治療点数、所定疾患施設療養費単位数、所定疾患施設療養費日数)、再審査回数、過誤回数、整理番号

**・給付実績住宅改修情報**

入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、サービスコード、連番、履歴連番、保険者番号、整理番号、住宅改修着工年月日、住宅改修事業者名、住宅改修を行った住宅の住所、購入金額、備考、審査方法区分コード、支給日、住宅改修事業者番号、適用フラグ

**・給付管理票情報**

対象年月、連番、履歴連番、最新フラグ、審査年月、保険者番号、生年月日、性別コード、要介護状態区分コード、作成区分、サービス区分、事業者番号、限度額適用期間(自)、限度額適用期間(至)、支給限度額、基準該当分、指定サービス分小計、基準該当等サービス分小計、合計、作成日、前月迄の計画日数、エラーフラグ、給付管理票作成区分、連合会再送付、介護専門員番号、委託先業者番号、委託先介護専門員番号

**・給付実績明細情報**

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、サービス種類コード、サービス項目コード、履歴連番、保険者番号、点数、日数・回数、公費1対象日数・回数、公費2対象日数・回数、公費3対象日数・回数、サービス点数、公費1対象サービス点数、公費2対象サービス点数、公費3対象サービス点数、摘要、決定後 点数、決定後 日数・回数、決定後 公費1対象日数・回数、決定後 公費2対象日数・回数、決定後 公費3対象日数・回数、決定後 サービス点数、決定後 公費1対象サービス点数、決定後 公費2対象サービス点数、決定後 公費3対象サービス点数、再審査回数、過誤回数、整理番号、連番

**・特定入所者介護サービス情報**

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、特定入所者介護サービス費用情報レコード順次番号、履歴連番、保険者番号、整理番号、サービス種類コード、サービス項目コード、費用単価、負担限度額、日数、公費1日数、公費2日数、公費3日数、費用額、保険分請求額、公費1負担額(明細)、公費2負担額(明細)、公費3負担額(明細)、利用者負担額、費用額合計、保険分請求額合計、利用者負担額合計、公費1負担額合計、公費1請求額合計、公費1本人負担月額、公費2負担額合計、公費2請求額合計、公費2本人負担月額、公費3負担額合計、公費3請求額合計、公費3本人負担月額、決定後費用単価、決定後日数、決定後公費1日数、決定後公費2日数、決定後公費3日数、決定後費用額、決定後保険分請求額、決定後公費1負担額(明細)、決定後公費2負担額(明細)、決定後公費3負担額(明細)、決定後利用者負担額、決定後費用額合計、決定後保険分請求額合計、決定後利用者負担額合計、決定後公費1負担額合計、決定後公費1請求額合計、決定後公費1本人負担月額、決定後公費2負担額合計、決定後公費2請求額合計、決定後公費2本人負担月額、決定後公費3負担額合計、決定後公費3請求額合計、決定後公費3本人負担月額、再審査回数、過誤回数

**・社会福祉法人軽減情報**

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、サービス種類コード、履歴連番、保険者番号、整理番号、軽減率、受領すべき利用者負担の総額、軽減額、軽減後利用者負担額、備考、決定後受領すべき利用者負担の総額、決定後軽減額、決定後軽減後利用者負担額、再審査回数、過誤回数

**・給付管理票サービス情報**

対象年月、連番、給付管理票履歴連番、明細番号、履歴連番、最新フラグ、識別区分、事業者番号、サービス種類コード、計画点数、エラーフラグ

**・給付実績特定診療費情報**

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、特定診療費情報レコード順次番号、履歴連番、保険者番号、傷病名、保険請求分指導管理料点数、保険請求分リハビリテーション点数、保険請求分精神科専門療法点数、保険請求分画像診断点数、保険請求分処置点数、保険請求分手術点数、保険請求分合計点数、公費1請求分指導管理料点数、公費1請求分リハビリテーション点数、公費1請求分精神科専門療法点数、公費1請求分画像診断点数、公費1請求分処置点数、公費1請求分手術点数、公費1請求分合計点数、公費2請求分指導管理料点数、公費2請求分リハビリテーション点数、公費2請求分精神科専門療法点数、公費2請求分画像診断点数、公費2請求分処置点数、公費2請求分手術点数、

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

公費2請求分合計点数、公費3請求分指導管理料点数、公費3請求分リハビリテーション点数、公費3請求分精神科専門療法点数、公費3請求分画像診断点数、公費3請求分処置点数、公費3請求分手術点数、公費3請求分合計点数、摘要1、摘要2、摘要3、摘要4、摘要5、摘要6、摘要7、摘要8、摘要9、摘要10、摘要11、摘要12、摘要13、摘要14、摘要15、摘要16、摘要17、摘要18、摘要19、摘要20、決定後 保険請求分指導管理料点数、決定後 保険請求分リハビリテーション点数、決定後 保険請求分精神科専門療法点数、決定後 保険請求分画像診断点数、決定後 保険請求分処置点数、決定後 保険請求分手術点数、決定後 公費1請求分指導管理料点数、決定後 公費1請求分精神科専門療法点数、決定後 公費1請求分画像診断点数、決定後 公費1請求分処置点数、決定後 公費1請求分手術点数、決定後 公費2請求分指導管理料点数、決定後 公費2請求分リハビリテーション点数、決定後 公費2請求分精神科専門療法点数、決定後 公費2請求分画像診断点数、決定後 公費2請求分処置点数、決定後 公費2請求分手術点数、決定後 公費3請求分指導管理料点数、決定後 公費3請求分リハビリテーション点数、決定後 公費3請求分精神科専門療法点数、決定後 公費3請求分画像診断点数、決定後 公費3請求分処置点数、決定後 公費3請求分手術点数、再審査回数、過誤回数、整理番号

### ・給付実績特定診療費識別番号情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、特定診療費情報レコード順次番号、履歴連番、保険者番号、傷病名、識別番号、単位数、保険回数、保険サービス点数、保険合計点数、公費1回数、公費1サービス点数、公費1合計点数、公費2回数、公費2サービス点数、公費2合計点数、公費3回数、公費3サービス点数、公費3合計点数、摘要、決定後単位数、決定後保険回数、決定後保険サービス点数、決定後保険合計点数、決定後公費1回数、決定後公費1サービス点数、決定後公費1合計点数、決定後公費2回数、決定後公費2サービス点数、決定後公費2合計点数、決定後公費3回数、決定後公費3サービス点数、決定後公費3合計点数、再審査回数、過誤回数、整理番号

### ・食事差額情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、履歴連番、保険者番号、食事提供日数、食事提供差額金額、整理番号

### ・居住費差額情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、履歴連番、保険者番号、ユニット型個室差額金額、ユニット型準個室差額金額、従来型個室(特養)差額金額、従来型個室(老健、療養)差額金額、多床室、合計差額金額、整理番号

### ・給付実績居宅サービス計画情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、対象年月日、サービス計画費明細行番号、履歴連番、保険者番号、指定/基準該当事業所区分コード、点数単価、居宅サービス計画作成依頼届出年月日、サービスコード、回数、サービス点数、サービス点数合計、請求金額、決定後 点数、決定後 回数、決定後サービス点数、決定後 サービス点数合計、決定後 請求金額、再審査回数、過誤回数、整理番号、審査方法区分コード、担当介護支援専門員番号、摘要

### ・短期入所振替情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、履歴連番、保険者番号、振替日数、利用期間開始、利用期間終了、費用額合計、被保険者負担額、承認番号、確認年月日、受領委任対象者、受領委任払い契約番号、整理番号、単位数、

### [特例区分]

#### ・償還払い申請書情報

整理番号、受付年月、連番、履歴連番、最新フラグ、被保険者番号、保険者番号、審査年月、サービス提供年月、発送日、決定日、支給日、受付日、申請種類フラグ、保険請求額、自己負担額、貸付額、支給額、支払方法区分、支払区分、不支給コード、不支給理由、支払先金融機関コード、支払先支店コード、支払先預金種別コード、支払先口座番号、支払先名義人カナ、支払先名義人名、申請者情報住所、申請者情報氏名、申請者情報電話番号、申請者情報申請理由、区分、未納保険料有無フラグ、滞納保険料有無フラグ、連合会送付日、登録年月日、取消フラグ、取消日、復活日、申請区分、受領委任対象者、契約事業者番号、サービス種類コード、契約開始日、申請日、受領委任払い契約番号、契約事業者送付先フラグ、事前審査、支給申請書、住宅改修が必要な理由書、工事費見積書、住宅の所有者の承諾書、住宅改修事業者番号、住宅改修事業者名、改修住宅住所、

### [事前審査備考]

#### ・支払い先情報

登録日、連番、金融機関コード、金融機関支店コード、預金種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人名

#### ・市町村特別給付実績情報

給付実績区分コード、入力識別番号、事業者番号、審査年月、サービス提供年月、サービス種類コード、履歴連番、保険者番号、決定日、支給日、支払区分、費用額、保険者負担額、被保険者負担額、受領委任対象者

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

・市町村特別給付申請書情報

事業者番号、サービス種類コード、履歴連番、最新フラグ、特別給付申請日、特別給付決定日、適用開始年月日、適用終了年月日、負担割合、該当区分、理由、確認番号、代理人フラグ、認定証交付日、支払先金融機関コード、支払先支店コード、支払先預金種別コード、支払先口座番号、支払先名義人カナ、支払先名義人名、適用開始年月、適用終了年月

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 運用における措置          &lt;窓口等対面による入手における措置&gt;          (1)本人等からの入手          ・申請書等の提出の際は窓口での記載指導により本人以外の情報を記載させないよう徹底する。          ・住民基本台帳ネットワークシステムによって本人確認情報と突合する。          ・申請書類等は必須情報のみを記載する様式となっており、必須ではない情報は入手されない。          (2)本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手          ・調査対象者の情報の入手の際に住民基本台帳ネットワークシステムによって本人確認情報と突合する。          ・対象者の基本4情報に基づき保有情報と突合する。          (3)税務システム、本市市民課(住民基本台帳関係情報)からの入手は、あらかじめ定められた処理にて情報を入手するため、対象者以外の情報は入手されない。</p> <p>&lt;申請書の郵送等、書面による入手における措置&gt;          (1)申請書類に対象者以外の情報が含まれていないか厳格にチェックする。</p> <p>2. システムにおける措置          &lt;介護保険システムにおける措置&gt;          (1)介護保険システムで入手する情報は各業務システムとの連携仕様により定められている情報であるため、必要な情報以外は入手されない。          (2)個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しているため、対象者以外の情報取得の抑制を図っている。          (3)介護保険事務ファイルについては、各情報ファイルに登録されている介護保険資格者情報等から作成されるものであり、必要な措置が講じられた情報を使用している。</p> <p>&lt;認定支援システムにおける措置&gt;          認定支援システムから入手する情報は介護保険システムとの連携仕様により定められている情報であるため、必要な情報以外は入手されない。</p> <p>&lt;国保連合会伝送通信端末における措置&gt;          国保連合会伝送通信端末から入手する情報は介護保険システムとの連携仕様により定められている情報であるため、必要な情報以外は入手されない。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;          (1)各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。          (2)データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;          (1)共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。          (2)他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照ならびに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt;          端末毎にローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p> <p>&lt;ファイルサーバーにおける措置&gt;          (1)ファイルサーバーはフォルダ単位で権限管理を行っている。また、システム管理者でなければシステム権限の変更はできない。          (2)特定個人情報取扱事務ではない業務でファイルサーバーを利用することもあるため、特定個人情報ファイルについては運用上暗号化等の処理を施す。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置&gt;  (1) 情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。  (2) 情報照会する際は上長の承認を得た上で入手を行うこととしている。  (3) 番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨を周知している。</p> <p>&lt;入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置&gt;  (1) 届け出された情報と住基情報を照合して確認を行っている。  (2) 2号被保険者の要介護認定申請による特定疾病情報は医師からの意見書と照合を行い、虚偽の申請情報でないことを確認している。</p> <p>&lt;特定個人情報の漏えい・紛失するリスクへの措置&gt;  (1) ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を行っている。  (2) 受付カウンターに衝立を設置し、臨席からは手元が見えないようにし、不必要な大声で対応を行わないようにしている。  (3) 受付時の個人情報が書かれた事務帳票やメモ等は、確実にシュレッダー処理を行うことを徹底している。</p>		
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;介護保険システムにおける措置&gt;  介護保険システムからは、介護保険情報ファイル及び提供又は移転されたファイルのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないよう制御を行っている。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;  (1) 各業務システム間での情報連携のために各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスできないシステムとなっている。  (2) 連携内容の変更は、限られたシステム管理者しかできず、システム管理者のアクセスログの取得もしている。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;  共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p> <p>&lt;国保連合会伝送通信ソフト&gt;  あらかじめ定められた情報を電子メール方式による専用回線を利用してデータの送受信を行うシステムであるため、目的を超えた紐付けや事務と必要のない情報との紐付けがされないシステムとなっている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt;介護保険システムにおける措置&gt;  (1) 職員証による識別と認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。  (2) 介護保険システムを稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> <p>&lt;共通基盤における措置&gt;  (1) 共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。  (2) 各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。  (3) 共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロック解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行い、一定期間アクセスログを保存する。</p>	



<団体内統合宛名システムにおける措置>

- (1) 共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは完全自動化されているため職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。
- (2) 管理者のパスワードは定期的に更新する。

<国保連合会伝送通信ソフト>

- (1) セキュリティパッチ配信環境を構築し、不正アクセスがないよう措置を講じている。
- (2) 暗号鍵環境を構築し、個人番号を国保連合会データベースに保存する際には、暗号化して格納しており、個人番号が含まれるデータを国保連合会と市町村間で送受信する際にも暗号化している。

その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定。 アクセス権限を失効した場合は、速やかに管理者がアクセス権限を削除している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1. 従業員が事務外で使用するリスクへの措置 (1) 業務外での使用禁止について、年1回の個人情報保護研修において指導徹底を図っている。 (2) 他市町村等における類似の事象が発生・報道された際には、随時周知し注意喚起を行っている。  2. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 (1) システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。  3. その他の特定個人情報の使用に関する措置 (1) スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり個人情報(特定個人情報を含む。)を表示させない。 (2) 端末ディスプレイは来庁者から見えない位置に置かれている。 (3) 個人情報(特定個人情報を含む)が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
規定の内容	(1) 秘密保持義務 (2) 事務所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 (3) 特定個人情報の目的外利用の禁止 (4) 再委託の禁止 (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 (7) 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 (8) 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定 (9) 実施機関において必要があると認めるときは、委託先に対して実地の調査(立入調査)を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない      4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先に遵守の監督・指導することを定めている。	
その他の措置の内容	委託先を選定する際、委託先の個人情報管理体制をチェックシートを用いて確認している。チェック項目は以下のとおり。 (1) 個人情報保護に関する規定、体制の整備 (2) 個人情報保護に関する人的安全管理措置 (3) 個人情報保護に関する技術的安全管理措置	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	<p>1. セキュリティポリシーにおける措置          セキュリティポリシーにおいては以下のとおり情報の利用について定めている。          (1) 情報資産を利用する者は、業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。          (2) 記録媒体に情報資産の重要度が異なる情報が複数記録されている場合、最高度の分類に従って記録媒体を取り扱わなければならない。</p> <p>2. システムにおける措置          &lt;共通基盤システムにおける措置&gt;          (1) 各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。          (2) データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;          (1) 共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーと連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。          (2) 他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照ならびに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt;          端末毎にローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合もシステムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p> <p>&lt;ファイルサーバーにおける措置&gt;          (1) ファイルサーバーはフォルダ単位で権限管理を行っている。また、システム管理者でなければ権限の変更はできない。          (2) 特定個人情報取扱事務ではない業務でファイルサーバーを利用することもあるため、特定個人情報ファイルについては運用上暗号化等の処置を施す。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p> <p>&lt;国保連合会伝送通信ソフトにおける措置&gt;          (1) 国保連合会伝送通信ソフトから提供する情報は介護保険システムとの連携仕様により定められている情報であるため、必要な情報以外は提供されない。          (2) 国保連合会伝送通信ソフトと介護保険システムとの間の情報の授受において使用するUSBメモリはシステムにて登録した上で使用できるよう制御しており、ファイル毎の操作ログも取得している。そして、使用する際は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うよう限定し、介護保険課にて電磁的記録媒体利用簿で管理、使用状況の把握を徹底し、使用後は都度、速やかに情報を消去した上で保管庫に施錠保管する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(1) 庁内連携システム上、番号法及びこれに基づく条例により認められる提供及び移転のみが行われる仕組みを構築している。 (2) 移転については庁内連携システム間における検証を十分に行う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>(1)情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>(2)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>(1)情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>(2)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどりつくための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(3)特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(4)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <p>(1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>(3)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>(4)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>(5)中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>(6)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 十分に行っている ]</span> <span>&lt;選択肢&gt;</span> </div> <div style="margin-left: 100px;">           1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 発生なし ]</span> <span>&lt;選択肢&gt;</span> </div> <div style="margin-left: 100px;">           1) 発生あり 2) 発生なし         </div>
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 十分である ]</span> <span>&lt;選択肢&gt;</span> </div> <div style="margin-left: 100px;">           1) 特に力を入れている 2) 十分である            3) 課題が残されている         </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;運用における措置&gt;</p> <p>(1) 申請書等の帳票類は処理の進捗状況に合わせて施錠できるキャビネットに厳重に保管されている。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <p>(1) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>(2) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともにログの解析を行う。</p> <p>(3) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>(4) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;</p> <p>(1) 各業務間での情報連携のために、各システムでの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスできないシステムとなっている。</p> <p>(2) データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データの主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>(1) 共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt;</p> <p>(1) 端末毎にローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。</p> <p>(2) 業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合もシステムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p>	



8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[    十分に行っている    ]                      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>(1) 庁内において新採用職員研修、個人情報保護に関する研修会、情報セキュリティに関する説明会を実施し、職員への周知・啓発を図っている。</p> <p>(2) 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する事項を明記し、秘密保持についても契約している。</p> <p>(3) 他市区長村等における類似の事象が発生・報道された際には、随時周知を行い個人情報の取扱いについて注意喚起している。</p>
10. その他のリスク対策	
—	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号 (0463)21-8764
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	平塚市 福祉部 介護保険課 介護保険料担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8790
②対応方法	お問い合わせを受け付けた際には対応内容につき記録を残す。



## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年8月31日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)</p> <p>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、83、87、90、94、95) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56-2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、109、117、120) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)	事前	介護保険給付等関係情報以外に当課から提供する特定個人情報があることが判明したため追加。情報提供ネットワークシステムに接続する前の改修のため提出時期は事前とする。
平成28年9月1日	特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先		提供先5、7、8、14、20、22、25、26、27、29を追加	事前	介護保険給付等関係情報以外に当課から提供する特定個人情報があることが判明したため追加。情報提供ネットワークシステムに接続する前の改修のため提出時期は事前とする。
平成28年9月1日	特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先2・提供先11・提供先12・提供先16③提供する情報		・提供先2に健康保険法第55条又は第128条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるものの情報名を追加 ・提供先11に私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるものを追加 ・提供先12に国家公務員共済組合法第60条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるものを追加 ・提供先16に地方公務員等共済組合法第62条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるものを追加	事前	介護保険給付等関係情報以外に当課から提供する特定個人情報があることが判明したため追加。情報提供ネットワークシステムに接続する前の改修のため提出時期は事前とする。
平成28年9月1日	特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先	提供先20 番号法第19条第7号 別表第2(第95項)に関する項目	番号法第19条第7号 別表第2(第95項)に関する項目を削除	事前	日本年金機構による個人番号利用が延期となったため削除。情報提供ネットワークシステムに接続する前の改修のため提出時期は事前とする。

平成28年9月1日	特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1～8①法令上の根拠	番号法第9条2項に基づく条例	平塚市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)	事後	平成28年1月1日に平塚市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例が施行、法令名称を定めた。本項目の変更については重要な変更該当しない。
平成28年9月1日	特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 市民税課③移転する情報	移転先8 市民税課③移転する情報 介護保険法第136条第1項、第138条第1項 又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの(別表第2項番95)	移転先8 市民税課③移転する情報 介護保険給付等関係情報	事後	平塚市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)の施行に伴い、移転する情報名称を変更。本項目の変更については重要な変更該当しない。
平成29年3月24日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5		①システムの名称 国保連合会伝送通信ソフト ②システムの機能 (1)受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 (2)受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事前	国保連合会が保険者共同処理業務において特定個人情報利用することになったため追加。 国保連合会伝送通信ソフトの番号制度対応前であるため、提出時期は事前とする。
平成29年3月24日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	4件	事前	国保連合会が保険者共同処理業務において特定個人情報利用することになったため追加。 国保連合会伝送通信ソフトの番号制度対応前であるため、提出時期は事前とする。
平成29年3月24日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		委託事項4 保険者共同処理業務委託 ①委託内容②委託先における取扱者数③委託先名④再委託の有無⑤再委託の許諾方法⑥再委託事項の項目を追加	事前	国保連合会が保険者共同処理業務において特定個人情報利用することになったため追加。 国保連合会伝送通信ソフトの番号制度対応前であるため、提出時期は事前とする。

平成29年3月24日	特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先9 建築住宅課		移転先9 建築住宅課に関する次の項目内容を新たに追加 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	事後	当課に移転する特定個人情報があることが判明したため追加。 本項目の変更については重要な変更には該当しない。
平成29年3月24日	特定個人情報の使用-リスク 1:目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク-リスクに対する措置の内容		<国保連合会伝送通信ソフト> あらかじめ定められた情報を電子メール方式による専用回線を利用してデータの送受信を行うシステムであるため、目的を超えた紐付けや事務と必要なない情報との紐付けがされないシステムとなっている。	事前	国保連合会が保険者共同処理業務において特定個人情報利用することになったため追加。 国保連合会伝送通信ソフトの番号制度対応前であるため、提出時期は事前とする。
平成29年3月24日	特定個人情報の使用-リスク 2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される-具体的な管理方法		<国保連合会伝送通信ソフト> (1)セキュリティパッチ配信環境を構築し、不正アクセスがないよう措置を講じている。 (2)暗号鍵環境を構築し、個人番号を国保連合会データベースに保存する際には、暗号化しており、個人番号が含まれるデータを国保連合会と市町村間で送受信する際にも暗号化している。	事前	国保連合会が保険者共同処理業務において特定個人情報利用することになったため追加。 国保連合会伝送通信ソフトの番号制度対応前であるため、提出時期は事前とする。
平成29年3月24日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託-リスク委託先における不正な使用等のリスク-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		十分に行っている。	事前	国保連合会が保険者共同処理業務において特定個人情報利用することになったため追加。 国保連合会伝送通信ソフトの番号制度対応前であるため、提出時期は事前とする。
平成29年3月24日	特定個人情報ファイルの取扱いの委託-リスク委託先における不正な使用等のリスク-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保-具体的な方法		再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先に遵守の監督・指導することを定めている。	事前	国保連合会が保険者共同処理業務において特定個人情報利用することになったため追加。 国保連合会伝送通信ソフトの番号制度対応前であるため、提出時期は事前とする。

平成29年3月24日	特定個人情報の提供・移転に関するルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p>&lt;国保連合会通信ソフトにおける措置&gt;</p> <p>(1)国保連合会伝送通信ソフトから提供する情報は介護保険システムとの連携仕様により定められている情報であるため、必要な情報以外は提供されない。</p> <p>(2)国保連合会伝送通信ソフトと介護保険システムとの間の情報の授受において使用するUSBメモリはシステムにて登録した上で使用できるよう制御しており、ファイル毎の操作ログも取得している。そして、使用する際は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うよう限定し、介護保険課にて電磁的記録媒体利用簿で管理、使用状況の把握を徹底し、使用後は都度、速やかに情報を消去した上で保管庫に施錠保管する。</p>	事前	国保連合会が保険者共同処理業務において特定個人情報利用することになったため追加。 国保連合会伝送通信ソフトの番号制度対応前であるため、提出時期は事前とする。
平成29年4月28日	評価実施機関における担当部署—②所属長	介護保険課長 河野 滋之	介護保険課長 小林 光徳	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年10月31日	特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される-具体的な管理方法	(1) 介護保険システムを利用する必要がある職員、委託先等を特定し、個人毎にユーザーIDを割り当てパスワード認証を行っている。	(1)職員証による識別と認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。	事後	特定個人情報保護評価書を公表する前は、共通基盤システムにおける措置が確定していなかったが、特定個人情報の使用が始まり、共通基盤システムにおける措置が確定したため変更。 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる変更のため、重要な変更には当たらない。
平成29年11月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、109、117、120項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、109、119項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。

平成29年11月30日	添付資料(提供先・移転先21以降) 提供先28	提供先28の記載	提供先28の削除	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成29年11月30日	添付資料(提供先・移転先21以降) 提供先29 ①法令上の根拠、 ②提供先における用途	①番号法第19条第7号 別表第2(第120項) ②難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番120)	①番号法第19条第7号 別表第2(第119項) ②難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番119)に変更 提供先28の削除により、提供先29を1つ繰り上げて提供先28に記載	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。

平成31年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、119項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第5号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号</p> <p>※別表第2 第1、4、30、88、90、106項については未制定</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、119項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第5号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号</p> <p>※別表第2 第1、4、30、88、90、106項については未制定</p>	事後	当該項番の提供の可能性があることが判明したため追加。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		提供先7、8を追加 移転先7を追加	事後	当該項番の提供の可能性があることが判明したため追加。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	添付資料(提供先・移転先21以降)		提供先29を追加	事後	当該項番の提供の可能性があることが判明したため追加。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。

令和1年10月10日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、119項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第5号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号  ※別表第2 第1、4、30、88、90、106項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第5号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号  ※別表第2 第1、4、30、88、90、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が令和元年10月1日に改正されることに伴い、令和元年8月31日に特定個人情報保護評価の再実施を行う。よって提出時期は事前とする。 この変更は、重要な変更該当する。
令和1年10月10日	添付資料(提供先・移転先21以降)		提供先31を提供先32に変更 新しい提供先31を追加	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が令和元年10月1日に改正されることに伴い、令和元年8月31日に特定個人情報保護評価の再実施を行う。よって提出時期は事前とする。 この変更は、重要な変更該当しない。



<p>令和1年10月10日</p>	<p>情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第5号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号  ※別表第2 第1、4、30、88、90、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、2、6号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号  ※別表第2 第1、4、30、88、90、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	<p>事後</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による項ずれを反映。また、同命令第22条の2第2号及び第6号に基づく提供の可能性があることが判明したため追加。政令施行後の変更のため、事後となった。この変更は、重要な変更該当する。</p>
-------------------	--------------------------------------	--	--	-----------	--

令和2年4月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、2、6号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号  ※別表第2 第1、4、30、88、90、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、16号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号  ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による号ずれを反映。また、項番の記載漏れがあったため変更。
令和2年4月27日	特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)		提供先32を提供先33に変更 提供先31を提供先32に変更 提供先30を提供先31に変更 提供先29を提供先30に変更 提供先28を提供先29に変更 提供先27を提供先28に変更 新しい提供先27を追加	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携について記載漏れがあったため追加。

<p>令和3年11月15日</p>	<p>情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、16号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号  ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、16号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号  ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	<p>事後</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による号ずれを反映。</p>
-------------------	--------------------------------------	--	--	-----------	---

<p>令和4年4月20日</p>	<p>情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、16号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号  ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、9号、第3条第4、5、10号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号  ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項</p>	<p>事後</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による号ずれを反映。</p>
<p>令和4年11月18日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要  2. 基本情報  ④ 記録される項目  主な記録項目</p>	<p>「追加記載」</p>	<p>[○] その他(公金受取口座情報)</p>	<p>事前</p>	<p>令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。(中間サーバに登録されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの変動はなし。)</p>

令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その他妥当性	「追加記載」	(7) 公金受取口座情報 ・介護保険給付・保険料の還付を行うための口座情報を保有するため。	事前	令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。(中間サーバに登録されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの変動はなし。)
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人都道府県他自治体、他市町村)	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人都道府県他自治体、他市町村、デジタル庁)	事前	令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。(中間サーバに登録されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの変動はなし。)
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・決定した介護保険料賦課情報を外部委託業者へ提供し、納入通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。	削除	事後	業務委託先の業者変更により
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	「追加記載」	・過納が生じた場合には、指定の口座に振り込む。	事前	令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。(中間サーバに登録されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの変動はなし。)
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託	委託事務2 介護保険料封入封緘業務委託	削除	事後	業務委託先の業者変更により
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託	委託事項3 遠隔地保管委託	委託事項2 遠隔地保管委託	事後	委託事項2の削除により番号変更

令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託	委託事項4 保険者事務共同処理業務委託 (高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務、高額障害福祉サービス等給付費算定業務)	委託事項3 保険者事務共同処理業務委託 (高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務、高額障害福祉サービス等給付費算定業務)	事後	委託事項2の削除により番号変更
令和4年11月18日	I 基本情報 2. システム 6	「追加記載」	<p>①システムの名称 神奈川電子自治体共同運営サービスによる電子申請システム</p> <p>②システムの機能</p> <p>&lt;申請者向け機能&gt;</p> <p>(1)手続き申込機能 (2)申込内容照会機能 (3)委任状照会機能 (4)利用者管理機能 (5)電子署名機能</p> <p>&lt;地方公共団体担当者向け機能&gt;</p> <p>(1)ログイン機能 (2)申込受付機能 (3)様式管理機能 (4)定型項目管理機能 (5)定型メール管理機能 (6)担当者管理機能 (7)システム管理機能 (8)職員コミュニティ機能 (9)自治体コミュニティ機能 (10)委任状受付機能</p> <p>・地方公共団体の担当者は、予め電子申請システムに電子申請を行うことができる事務のオンライン申請画面を登録する。</p> <p>・住民(申請者)は、電子申請システムのオンライン申請画面から申請事項を入力すると、入力された電子申請データは、電子申請システムでウイルス対策ソフトウェアによるチェックを行った上で、電子申請システム上に電子申請情報ファイルとして保管する。</p> <p>・地方公共団体の担当者は、電子申請システムの職員側にログインして、申請情報を照会して、該当する電子申請データを電子申請情報ファイルから入手して、該当する事務を実施する。</p>	事前	令和5年1月より、神奈川電子自治体共同運営サービスによる電子申請システムを活用した電子申請の受付を開始するため。
令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイル概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	「追加記載」	神奈川電子自治体共同運営サービスによる電子申請システム	事前	令和5年1月より、神奈川電子自治体共同運営サービスによる電子申請システムを活用した電子申請の受付を開始するため。

令和4年11月18日	II 特定個人情報ファイル概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	「追加記載」	<p>&lt;電子申請システムにおける措置&gt;</p> <p>(1)電子申請システムのサーバ、データベースはデータセンターのサーバ室に設置しており、データセンターへの入館は人及びICカードにより、サーバ室への入室はICカードに加えてテンキー及び生体認証により厳重に管理する。</p> <p>(2)個人番号は、サーバ室に設置された電子申請システムの他のデータベースとは別の機器に暗号化して保存し、バックアップは同機器内のバックアップ用データベース域に保存する。</p>	事前	令和5年1月より、神奈川電子自治体共同運営サービスによる電子申請システムを活用した電子申請の受付を開始するため。
令和4年11月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	「追加記載」	(28) 公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得	事前	令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。(中間サーバに登録されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの変動はなし。)
令和4年11月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	「追加記載」	(4) 公的給付を行う場合、公金受取口座の変更が行われていないか必要に応じて確認を行う。 【上記②、④】	事前	令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。(中間サーバに登録されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの変動はなし。)

<p>令和5年4月20日</p>	<p>情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、9号、第3条第4、5、10号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号  ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、106、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、10号、第3条第4、5、11号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号、第44条の4第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項</p>	<p>事後</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による号ずれを反映。</p>
------------------	--------------------------------------	---	--	-----------	---



<p>令和5年10月20日</p>	<p>情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、106、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、10号、第3条第4、5、11号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号、第44条の4第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、108、109、117、120項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、10号、第3条第4、5、11号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号、第44条の4第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、第2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)  番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項</p>	<p>事後</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による号ずれを反映。</p>
-------------------	--------------------------------------	--	---	-----------	---